平成30年第4回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 平成30年12月11日 (火曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午前10時 宣告
- 1. 応招議員

1番 今井 英昭2番 森澤 文王3番 今井 清4番 村田 桂子5番 両角 正芳6番 村松 浩喜7番 榎本 真弓8番 森本 信明9番 土屋 春江10番 滝沢寿美雄11番 田中 三江12番 西藤 努

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 観光商工課長 小平春幸

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

会計管理者 市川清美 教育次長 市川正彦

庶務係長 荻原義行

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後4時49分

議長(西藤 努君) おはようございます。

これから、本日12月11日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長(西藤 努君) 日程第1 一般質問を行います。

最初に、9番、土屋春江君の発言を許します。

件名は 1. 立科町の自治基本条例制定の考えは

- 2. 陣内森林公園整備事業について
- 3. 追跡質問

無電柱化の推進計画その後はです。

質問席から願います。

〈9番 土屋 春江君 登壇〉

9番(土屋春江君) 9番、土屋春江です。

おはようございます。通告に従いまして2件の質問、1件の追跡質問をいたします。 平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自治体も独自の個性を発揮することが 求められてきています。このような大きな時代の流れに立科町の自治基本条例制定の 考えはについて伺います。

ご存じとは思いますが、日本最初の自治基本条例制定した北海道ニセコ町のニセコ 町まちづくり基本条例は、平成13年4月から施行されています。

現在、全国で1,700ある自治体で203の自治体が自治基本条例を制定しています。近隣の市町では上田市、小諸市、軽井沢町、長和町が制定しています。

制定された自治体の内容を読みますと、基本条例を制定している自治体の共通点は、 町民の間でまちづくりに関する情報の共有、住民参加、この2つの柱が主流であるよ うに感じられました。

自治基本条例は、自治体運営の基本原則と理念を定めたもの、その自治体の最高の規範とされています。

私たちの町は協働のまちづくりを掲げ、まちづくりに努めてきていますが、地方分権と言われるこういう時代には、そこに住む地域住民が創意工夫を凝らして、みずからの考えと責任において自立的な地域運営が可能になりますという観点から、どんなまちづくりを行っていくのか、それを明らかにする条例を持つことが重要になってき

ているということだと考えます。よりよい自治体にするためにも、立科町レベルでの 自治基本条例制定の考えはについて伺います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) おはようございます。ただいまの土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方分権の進展に伴い、行政への市民参加の保障、情報の共有、市民、首長、行政 それぞれの役割の責任など、自治体が独自のルールや方向性を明確にするため、名称 は市町村により違いはあるものの、いわゆる自治基本条例制定の動きが広がっている ことは私も承知をしております。

当町においては、自立の道を選択したときに、立科町自立計画が制定をされ、自立のためのまちづくりの一つの基本方針として、町民と行政による協働のまちづくりが掲げられ、協働のまちづくりの実現のためへの種まきはされてきたというふうに認識はしております。

そういう中で、立科町が、この今議員の言われているような自治基本条例を制定するべきではないかというようなお話をいただいております。

先ほどもお話したとおり、立科町が自立を堅持したときにつくられた立科町自立計画、そういうものの有効性、それをどうやって周知をしていくか、どう進めていくかということが基本として今の第5次振興計画もつくられてきているように思っています。

一部は、そういう中での住民投票制度を盛り込んだ、そういうふうな動きもあるように聞いております。そういう中で、一部の議会の皆さんからも、議会の制限を弱めるのではないかというような議論もされていることも、私も承知をしております。

そういう中で、今後どういうふうにしていけばいいかというような議論は、これから多く寄せられていくように認識はさせていただいております。

以上です。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 今、町長が言われました、私が議員になった年だと思いますけれども、 その当時、やはり自立をしまして、それで各町民から各分野に分かれて町の計画とい うことがされたのを私は覚えております。

いずれにしましても、今町長が言われたように、町長は承知をしていると。だけれども、やはり私が自治基本条例制定の考えをここで申し上げたのは、やはりそれをより強く、強いものにするという意味で、今日この制定の考えについて町長より伺いました。

それでは、町長、副町長、企画課長にお伺いいたしますけれども、先ほど町長がおっしゃられました、自立を堅持してから基本条例的なものも含めたものが自立計画の中に組み込まれているということでございましたけれども、今現在、ここ二、三年の間に、庁舎内で自治基本条例制定についての議論をされたのかどうかを、それかまた個人的にそういう考えをお持ちになっていたかどうかを3人、町長、副町長、企画課長にお尋ねいたします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

今、庁舎内で議論はされているかということについてお答えをさせていただきます けれども、この庁舎内での自治基本条例の制定に向けての議論は現在されていないと いうふうに認識をしております。

議長(西藤 努君) 山浦副町長。

副町長(山浦智城君) お答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおりでございます。議論は庁内でこの二、三年の間には特に議論を持ったということはございません。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 庁内での議論はございません。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 私はもう一つ個人的にそういうふうに考えたことはありますかということをお伺いいたしました。個人的にはどうですか。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) 私が個人的なことを申し上げていいのかというところは少し置いて、議員がご質問をされているのでお答えをさせていただきます。

自治基本条例ということではなくて、私はやはり協働のまちづくりということを掲げて進めてきた。その協働のまちづくりというものはどうなのかということを深く掘り下げた中で今後を考えていけばよいのかなというふうに考えております。

議長(西藤 努君) 山浦副町長。

副町長(山浦智城君) 個人的というのがちょっと適当かどうかわかりませんけれども、やはり協働のまちづくりということで、自立計画の中ではいろいろな具体的な部分も入ったかと思います。そういったものについてはそれぞれできているところ、できていないところあるかと思いますけれども、いずれにしましても、先ほど土屋議員もおっしゃられたように、情報の共有っていうところが確かに、この立科町の自立計画にも記載をされておりますし、いろんなまちづくり基本条例っていうんですかね、自治基本条例の中を見ると、そういう情報の共有というところは大分重要なポイントになっているのかなというようなことは、ちょっとそういったものを読んだ中で認識はさせていただいております。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 自治基本条例は、住民参加等協働などの自治を唱えるところが多く、 その面では平成16年に策定した立科町自立計画に考え方が近いとは思いますが、自治 基本条例の制定は考えておりませんでした。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) それでは、町長にお聞きいたしますけれども、立科町の地域力低下っていう背景から、条例制定についてはどうかということを今お伺いいたしますけれども、改めて自治基本条例の必要性と役割を考えてみますと、今現在、町の背景として考えられることは、ひとり暮らしの方、夫婦だけ、夫婦と子供だけの世帯が増加するとともに、高齢化が進行する中で、介護や子育てなど、家族だけで解決が難しい問題が増大してきています。また、自分たちの地域への無関心、自治会加入の低下、地域連帯感の希薄など、地域力の低下が進んでいると考えられます。

そして、地方分権の進展により、自己決定、自己責任による行政運営が求められている中、人口減少や少子高齢化による財政はさらに厳しい状況にこれからもなると考えられます。また、行政の力だけでは解決できない地域課題は増大してきています。 そのためにも多様な自治体がまちづくりに参画が必要。つまり、参加と協働の基本原則を定めたものが必要と考えますが、今立科町の地域力の低下の背景を私述べました。この観点から条例制定の考えについて、またお聞きいたします。

議長(西藤 努君) 答弁相手はどなたにしますか。

9番(土屋春江君) 先ほど町長にお伺いいたしますと、最初に申したつもりでございます。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

先ほど、お話もさせていただいたとおり、立科町基本条例、その制定から13年あまりが経過をし、立科町自立計画ではありますが、協働ということが掲げられた背景は、今もなお共通をしていることではないかなというふうに思っています。

そこで、今議員が言われたみたいに、人口減少とか、社会構造の変化、そういう ものは、その当時、その13年前から危機感を当時の遠山順孝町長が考え、またこれ をつくって出した、制定をされたというふうに認識をさせていただいています。

そういうことの中で、社会の変容、また地域力の低下、行政の限界について、地域 を挙げてと申しますか、立科力をいかに発揮できるかが大切なことだと考えておりま す。

最終的には基本原則が定められるということがよいというふうには思うわけですけれども、そこへ到達するまでの過程をいかに進めていくか、改めて振り返りながら、原点に立ち返りながら、この恊働のまちづくりを振り返り、地域における機運をやはり盛り立てていくということがまずは必要ではないのかなというふうに思っています。本当に土屋議員がご心配をされている地域力の低下、それは本当に私たちの地域で

も言えることだというふうには思いますけれども、しかし、まだ都会、またいろんな 全国を見ても、この立科町が以前よりは低下をしているというふうには思われがちで すけれども、まだまだこの地域力を強めていくことは、私は可能だというふうに考え ております。

そういう中で、まずそこをしっかりとやりながら、法律、その自治基本条例があるからそれが解決するということではなくて、まずどういうふうにしてやっていけばいいのか、議員の皆さんも各地域から代表としてお出になっているわけですから、しっかりとやはり議会と、また行政が協力をしていきながら、そういう耳を傾けるということが必要になってきているのではないかというふうに認識をさせていただいております。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 企画課長、今年から課長に就任されて、希望に満ちて立科町をどういう ふうにしようかという、そういう思いでいると思うんですけれども、企画課長は今の 点、地域力低下に伴う点について、自治基本条例をつくったらどうかということにつ いてどう思いますか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 確かに、以前に比べれば地域力の低下はあると思います。だけれども、町としては協働のまちづくりということで今までも進めてまいりました。これからも、先ほど町長の答弁にもあったとおり、それを周知、浸透しやすい形で町民の皆さんにも知っていただき、協働のまちづくりを進めていくことが重要だと思います。自治基本条例につきましては、その前段である協働のまちづくりがしっかりできたところで考えるべきかなと考えます。

以上です。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 今は地域力低下ということで、立科町の現状はこういうのでどうかということを聞きました。

次に、また町長にお聞きいたしますけれども、今度は地方分権になってからということでお聞きいたしますけれども、平成12年4月に地方分権一括法が施行されました。つまり地方分権、また国が策定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略制定からどういうお考えなのかなっていうことをお聞きいたします。

これは地方分権に関するいろいろな法律が制定されたり、改正されたりして、その後、地方分権時代が到来してきたと言われておりますけれども、これまでは国と地方といった場合、国があって地方があるという上下主従関係にあったのですが、それ以後、国と地方が対等共同の関係になり、地方がみずから考え、みずから行うという独自性、自立性を持つ地方政府としての地位を持つことになりました。

自治体は自然、おのずから責任を持たなくてはいけないのですが、自分で決定され

る範囲が拡大され、国のモデルに頼ったり、国のことばかりに従うのではなく、自治 体も独自の個性を発揮することが求められてきています。このような大きな時代の流 れ、全国的な動きが一つの要因だろうと思います。

先ほど、町長言われましたけれども、立科町は平成27年に合併60周辺を迎えました。 地方分権の時代だからこそ、そこに住む住民、地域が創意工夫を凝らして、みずから の考えと責任において自主的な地域運営が可能になります。

合併60周年を節目としまして、自立を堅持するためにも自立計画が立てられている んですけれども、条例制定をすることによって、それがもっと強く堅持することにな るんではないかということで、今地方分権の時代からということでお話をさせていた だきました。その観点からまた町長に地方分権の時代だからこそどうだというお考え をお聞きいたします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

今、土屋議員も言われたように、平成12年に地方分権一括法が施行され、自治体も 独自の個性を発揮するというようなことを言われた。私もそれは承知をさせていただ いています。

そういう中で、国は今地方に、地方がどういうふうな考え方を持ちながら進めていくかという中で、まち・ひと・しごと創生法、また地方創生という名のもとに、いろいろな施策を独自で考えて打ち出すことによって、国からの補助をいただきながら進めていくというような時代にも突入しているというふうに思います。

そういう中で、自立の堅持は立科町の最大の目標であるというふうにも思っています。これは平成の大合併のときに、立科町は自立をしていくということを決定された中で、立科町の今の最大の目標は自立を堅持していくことだというふうに私は思っています。それがゆえに、自立を選択をし、またその自立計画を策定をされたというふうに思っています。

当時の町長であった遠山順孝氏の言葉の中で、自立の道はまず旧来の習慣を打破をし、組織や事務事業を見直し、行政主導の行政サービスや産業振興ではなく、発想の大転換、また価値観の転換による自治意欲を町民皆さんに持っていただき、都市部では見られない価値観の高い温かさ、明るさ、豊かさを持つまちづくりを目指すとともに、小さくても一人前の自治体として身の丈に合った小回りのきく行政、手の届く範囲で自由奔放なまちづくりを基本とすることをまちづくりの目安とうたうとともに、行政と町民の皆さんが一体となってまちづくりを進める協働のまちづくりによって、新しいまちづくりを切り開くことが最大の課題としていたことから、いま一度この原点に立ち戻り、協働のまちづくりの必要性を改めて考えていくことが、まずは大切なことではないかというふうに私は考えております。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 前々ですね。前々遠山町長が自立を堅持するときに、そういうふうに語っていらっしゃるということでございます。いずれにしましても、今立科町の背景や地方分権の時代から、自治基本条例が必要ではないかということについて、今、私、町長と企画課長とのお考えをお聞きいたしました。

町長は、先ほども言われていましたように、日ごろ、たてしな広報でも協働のまちづくり、また4年前町長に就任されたときにも町民の声を取り入れた行政というふうに言われておりました。ですからこそ、自治基本条例制定によるいろんなメリット、デメリットはありますけれども、制定によって私たちの生活がすぐに変わったり、個人の権利などに何ら影響は及ぼすものはないわけですけれども、やはり町制60周年を迎え、そしてやはり自立を目指した町として、立科町レベルでの自治体基本条例というものを制定することを望みまして、1番目の質問を終わりといたします。

次に、2番目の質問に入ります。

陣内森林公園整備事業についてであります。

去る11月12日に、私たち総務経済常任委員会は、所管の課の進捗状況を視察に研修 に行きました。

陣内森林公園内にある機能公園では、肉厚のシイタケが原木から数え切れないほど 出ていました。昨年も同じ時期に視察をしていますが、昨年より格段の差が今年は出 ているように思いました。

森林公園内を視察したとき、昨年同様、整備された状況もなく、事業が進んでいるとは思えませんでした。陣内森林公園マスタープラン、これが示されているわけですけれども、地域産業の活性化を図りたいという計画でこのマスタープランが計画されたと思います。今後、陣内森林公園整備事業を継続事業としていくのかを町長にお伺いいたします。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

陣内森林公園マスタープランは、平成23年3月に策定をいたしました。陣内森林公園は平成10年に策定された立科町山村等活性化ビジョンに基づき、農村活性化拠点商人久保地籍として交流促進センターや農産物直売加工食材供給施設なども整備した山村振興と農林漁村漁業特別対策事業により、平成13年9月に整備、設置をされ、直売施設として使用されました。当初は大変にぎわい、直売施設の目的を達成したというふうに聞いております。利用者は平成18年をピークに減少し、平成22年11月には、事業者に撤退をされたということも承知をしております。

こうした状況を打破するためにはどうしたらよいかということで、マスタープラン

として改めて全体像の見直しがされたものと認識をしております。

マスタープラン策定の業務の目的としては、当町の農業地域と観光地域の中間地点に位置し、蓼科の恵みの水が豊富であるという立地条件、特性を生かし、都市住民との交流の場、余暇空間の創設として再構築し、当町の広大な森林資源と立科の水の保全と活用を通じ、活力ある地域社会と安らぎが実感できるよう、森林と水をテーマに、かつ経済効果をもたらす新しい森林公園として整備するための新たなマスタープランの策定を行うとしております。

現在、管理棟を飲食提供施設として活用し、体験施設は主にバーベキューハウスとして活用をされております。整備できる事業から着手はしているところではありますが、策定当時と経済、社会状況、また経済状況なども変わり、見直すべきであるが、そこに見直しを行っていくべきではないかというふうに思ってはおりますけれども、現在そこに至っていない状況であります。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 今までの陣内森林公園の整備に関しての経緯は町長から今申されたとおりでございます。農林課長にお伺いいたしますけれども、陣内森林公園は私の知ってる限りなんですけど、菜ないろ畑の農産物直売所があって、その後、菜ないろさんが引き揚げ、陣内にあるマスセンターさんが公衆トイレなどを掃除してくれていたと。また、その当時、町内の町民の方から、空いている場所を利用したいという要望もあったっていうふうに私は聞いております。

それで、これはホームページに書かれていましたけれども、陣内森林公園は、森林 及び水辺の有する保健休養機能の確保を通じて農林水産業の健全な発展と活力ある地 域づくりを推進するために開設されました。平成27年からは指定管理になり、有限会 社マスセンター様が管理棟、釣り池、バーベキューハウスの管理を行ってきましたと 書かれておりました。

昨年は指定管理契約更新の年であったにもかかわらず更新がされず、現在は使用許可の状態であるわけですけれども、なぜ契約更新がなされなかったのか、理由をお聞かせください。また、次年度に向けての更新状況はどうなっているのかを答弁を求めます。

議長(西藤 努君) 今井農林課長。

農林課長(今井一行君) お答えをさせていただきます。

指定管理に至るまでの経過につきましては、議員もおっしゃられたとおりというふ うに私も聞いております。

また、議員ご指摘のとおり、陣内森林公園の施設、管理棟、釣り池、体験休憩施設、これらにつきましては、平成27年4月1日から平成30年、今年になりますが3月31日までの3年間を指定管理期間ということで、指定管理による運営がなされてまいりました。

指定管理によります管理は継続するという予定でおりまして、また地方自治法におきまして指定管理者の指定はあらかじめ議会の議決が必要とされているということで、本来でありますと、遅くとも本年3月の議会での議決をいただかないと指定管理者の指定はできないというところでございます。

しかしながら、指定手続に関しての事務手続に遅れがあり、遅れなど不備がありまして、議案を上程することができず、結果的には指定管理の更新といいましょうか、 指定管理者の指定をすることができなかったということでございます。

これは、あくまで町側の理由でございまして、指定管理者には何ら問題でありますとか、責任があったわけではございません。

4月以降の運営につきましては、陣内森林公園の条例第8条に、使用許可によることができますので、それを根拠に使用許可ということで引き続いて営業っていいましょうか、運営を行っているところでございます。

今後の施設の運営に関します事業者との意見交換や協議をしている中で、指定管理に付しています施設、あるいは業務の内容が限られていることなどから、指定管理によらなければならないという必然性が比較的薄いということで、来年、31年度におきましても、本年同様の方式により進める方向で今協議を進めているという状況にございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 今、農林課長から答弁をいただきました。私は契約ができなかったのは、 先ほど農林課長も言われましたけれども、私たちの責任ということを言っていました けれども、私も本当にそう思います。やはり職員の怠慢であると思いますね、これは。 昨年、総務経済委員会で視察研修に行ったときに、私は、来年は契約更新の年だよ ねと言ったにもかかわらず、あえて更新ができなかったっていうことに対して、私は 大変行政として、これは町民に対して本当に申しわけないというふうに私は考えてい ます。

また、あの場所で経営をしている方の意欲というものを失うものであるというふう にも私は考えております。今後このようなことがないようにお願いしたいと思います。 そこで町長にお伺いいたします。町長は、契約更新手続を怠ったことについて、ど のように担当職員に指導されたのかお答えください。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

昨年、今土屋議員が言われたとおり、その契約更新ができなかったというような報告の前に、やはり議会に上程をしなければいけないことですから、その上程をするまでのどれだけの日数が必要なのか、そういうことも総合的な中で、契約ができないんであれば契約をすればいいではないかというような形だったんですけれども、ただこ

れは指定管理制度ですから、議会の承認をいただかなければできない。それがなぜこういうふうに遅れたかということについて、しっかりと担当課長、また担当者からも聞き取りをさせていただきました。

その結果の中で、今営業をされている皆様に迷惑がかかるのかどうなのか、その経営的な意欲を阻害をするようなことがやはりないような形の中でどうやって進めていくのかというような形の中で、今使用許可という形の中で営業をしていただいています。

これは今課長からも言ったとおり、町側の大きなミスだというふうに私も認識をする中で、しっかりとした話を農林課長、また担当にも申し渡しながら、今後そういうことがないようにという形の中で現在進めているというふうに私は認識をさせていただいております。

以上です。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) ぜひ職員の不祥事もございました。やはり町民から信頼される行政をしていかなければ私はいけないんじゃないかなというふうにつくづく思います。ぜひその点、監督のトップであります町長、しっかりとお願いいたします。

それでは、農林課長にお伺いいたします。

2番目の質問になりますけれども、陣内森林公園として来場するお客様に山の幸である山菜園やキノコ園等をつくり、私たち委員が視察したときもおいしそうなシイタケが山ほど出ていました。シイタケは園内で経営している食堂で活用していると担当職員からお聞きしましたけれども、あの大量のシイタケが園内の食堂だけで賄い切れるというものではないというふうに私は思いました。

マスタープランの中にうたわれておりますけれども、都市住民との交流の場、余暇空間の場として記載しておりますけれども、今のところ、教育委員会との連携で町内の保育園、小学校、中学校等の子供たちが総合学習、または環境学習の一環として山菜とりやキノコとり等、有効な利用、そして保育園、小学校、中学校での給食で利用できるような方法などたくさんあると思いますけれども、今までのキノコ園の収穫された利用方法、それから活用方法、担当課として評価をして、今後評価をどのように生かしていくかということをお聞きいたします。

議長(西藤 努君) 今井農林課長。

農林課長(今井一行君) 平成27年度から3年にわたりまして山菜園の造成やキノコ園の整備 を行ってまいりました。

山菜園につきましては、成長までにもう少し時間がかかるというふうに考えております。また、想定をしていた以上に、鹿等の有害鳥獣といいましょうか、による被害が大きくて苦慮もしております。

キノコにつきましては、3年前に植菌したものが出始めておりまして、議員さんも

ご指摘いただいているとおり、本年はたくさんとれたという状況でございます。本年 につきましては、言われましたとおり、食事どころでの食材として活用をさせていた だきました。

今後の利用方法につきましては、今視察の際にもいろんなアイデアをいただきましたし、今議員さんからもいろんな方面での提案もいただいております。具体的には今こうしたいということはちょっと申し上げる段階には至っておりませんが、それらも踏まえまして、しっかりと有効活用を図れるような形で考えてまいりたいというふうに思っております。

また、山菜狩りに、山菜園につきましてもちょっと状況から厳しいかなというふうな思いもしているわけですが、これらのことも最終的には陣内森林公園の利用促進に図っていかなければいけませんので、図れればいいというふうに期待もしているところでございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) しっかりと、その評価をして、これからどういうふうに使うのかと。やはり陣内森林公園マスタープラン、すばらしいものだと思います。ですので、しっかりとした計画をお願いしたいと思います。

次に、町長にお伺いいたします。

先ほど町長、最初の私の質問に対して陣内森林公園に関しては、見直しをすべきであるというような考えも言われました。それで、見直しをすべきであるんですけれども、その方向づけとして、来年度、陣内森林公園の事業展開をどのようにしていくのか、お示しいただきたいと思います。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

陣内森林公園、森林公園という形の位置づけの中で、今全国的というか、世界的にも言われている環境の問題ということが大きいというふうに思います。そういうものは、多分マスタープランの中に織り込まれているかどうか、それちょっとまだしっかりと読み解いていないところがありますので、申しわけありませんけれども、やはりそういうものも考えていきながら、山の自然をどう活用していくのかっていうことは、やはりこの計画の中に織り込んでいく、社会的な継続事業としていくのかということよりも、状況を見ながらやはり考えていかなければいけない問題なのかなというふうに思っています。

これは国にも、もう議員の皆さんもご承知だと思いますけれども、森林環境譲与税というものも今国が来年度から出してくるという形になっています。その譲与税の使い道というのは、町の、立科町の譲与税ではなくて、やはり森林がない都市部の皆さんがどういうふうな形の思いがあるのかということも、やはり総合的に考えていきな

がら、どういうふうに進めていけばいいのか、また事業もどういうふうな展開ができるのかということをしっかりと精査、それは農林課のほうにも指示を出しておりますので、そういうことを総合的に判断をしていきながら、今後どういうふうにしていくのかということは考えなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) いずれにしましても、しっかりと農林課と町長、打ち合わせをしまして、 この陣内森林公園をしっかりやっていただきたいなというふうに思っています。

そこで、インターネット上の口コミには、園内には渓流が流れていて小さな滝もあり、よい雰囲気です。また、白樺湖に行くときは毎回ここでニジマス釣りをして、自分でわたを出し、串刺し、炭火で自分たちで魚を焼き上げ食べていますというふうに、インターネットに投稿されていました。

陣内森林公園の特徴を生かした事業展開をし、町の魅力を発信し、活性化につながることを願うものでございます。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、追跡質問に入ります。無電柱化の推進計画のその後はについてであります。

建設課長にお伺いいたします。

都道府県や市町村は無電柱化推進計画の策定・公表に努めなければならないと国交 省から平成28年12月に公布・施行されました。

昨年質問をしたときに、コスト面や事業の有効性などさらに研究し、計画の策定を 検討するの答弁でございました。その後の状況を建設課長よりお伺いいたします。

議長(西藤 努君) ただいまの質問については、担当課長より答弁を申し上げます。

片桐建設課長、自席で答弁願います。

建設課長(片桐栄一君) お答えします。

町では、平成28年度より無電柱化を推進する市区町村長の会に入会をしております。 本年6月の無電柱化を推進する市区町村長の会定期総会に担当職員が出席をしております。その折に、国土交通省道路局環境安全防災課から、無電柱化の推進に関する状況について行政報告がなされております。

また、来年1月に開催されます無電柱化を推進する市区町村長の会の主催によります担当職員への勉強会についても参加を予定をしているところでございます。無電柱化についての情報収集や研究を現在進めているところでございます。しかしながら、無電柱化の実施に当たりましては、コスト面のほか、地域住民の皆様の理解など、数多くの課題があることも認識をしているところでございます。

町では、今のところ無電柱化推進計画、こちらの策定については予定はございませんけれども、さらに研究を重ねていきまして、実現性が高まってまいりましたら計画の策定について検討を進めていきたいと考えております。

議長(西藤 努君) 9番、十屋春江君。

9番(土屋春江君) 建設課長にお伺いいたしますけれども、茂田井間の宿は、佐久市と立科 町、両市町にまたがっております。私から質問された後、佐久市との連携等について お話したことがあるのかどうか、そこをお答えください。

議長(西藤 努君) 片桐建設課長。

建設課長(片桐栄一君) お答えいたします。

本年9月に佐久市都市計画化や電気並びに通信事業者との調整会議がございまして、 そちらに担当職員が出席をしております。

茂田井間の宿につきまして、現状の確認や無電柱化事業の協議を行っております。 調整会議の中で、引き続き茂田井間の宿の無電柱化について、佐久市と立科町で歩調 を合わせて推進していくことを確認をしているところでございます。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) 建設課長に、じゃ、もう一度、立科町としての今後の進め方ということ について、もう一度答弁をお願いできますか。

議長(西藤 努君) 片桐建設課長。

建設課長(片桐栄一君) 今後も佐久市と調整をとりながら、茂田井間の宿の無電柱化について進めてまいりたいと考えております。

議長(西藤 努君) 9番、土屋春江君。

9番(土屋春江君) これで、私、質問を終わりますけれども、昨日、小平観光課長から報告がされましたけれども、茂田井間の宿の公衆トイレも信州まごころトイレに認定されました。本当に私たちボランティアを募ってきれいに皆さんを迎える、できるトイレにしております。

そこで、いずれにしましても私たち地域住民も歴史の街道を旅する人々に、昔の雰囲気を味わっていただきたく、おもてなしの心を持ってお迎えしておりますので、歴史ある中山道の景観に関して、また無電柱化を強く立科町としても佐久市としっかりと話をして、していただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わりにいたします。

議長(西藤 努君) これで、9番、土屋春江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は、11時です。11時からです。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時00分 再開)

議長(西藤 努君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、1番、今井英昭君の発言を許します。

件名は 1. 福祉政策について

2. 町民課所管の追跡質問です。

質問席から願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

1番(今井英昭君) 1番、今井英昭でございます。通告に従いまして質問をいたします。 まず、福祉政策についてから質問をしていきます。

福祉政策は、道路ができたり、また建物が建ったりとするような直感的に何かをしているということ、またその進捗状況もわかりづらい側面を持っていると思います。しかし反面、多くの町民の皆さんにとって福祉政策というものは、高い関心があり、また町がどのような方向へ向かっているのか知りたい分野だとも思います。つまりは、もっと福祉政策について、現状と課題を見える化をして、町民の皆さんに今以上に公開していかなければいけないものだと思っております。

そのため今回は、福祉政策という大きな枠の中で現状の計画を確認しながら、また その課題について質問をしていきたいと思います。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法の自立生活援助など新規事業が定められ、また障がい児支援等の充実が図られるなどした見直しが本年度から施行されております。改正障害者雇用推進法に関しましては、本年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者の方も加わるようになりました。そして、高齢者福祉におきましては、介護保険など国の制度変更が頻繁にあり、その制度を理解するのが難しいというのが現状です。

そうした背景で、福祉政策について第5次振興計画を踏まえ、また平成27年12月定例会の一般質問において、福祉に関して町長に所見を伺ったところ、地域のニーズに合った高齢者・障害者福祉事業を進める必要があると答弁がありました。町としてそれをどのように検討され、また計画実施されているのかも含めて、当町における福祉政策の基本的な考えについて伺います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) 当町における福祉政策の基本的な考え方はというご質問にお答えをさせていただきます。

町の行政運営を進める上で基本となる総合的な計画として振興計画があり、また福祉政策については、第5次立科町振興計画の基本目標である「健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり」が基本となります。

進行計画をもとに高齢者や障がい者・障がい児が地域で安心して暮らしていけるような共生社会の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、住民相互で支え合える地域福祉の発展推進に努めていきたいというふうに考えております。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 基本的な考えについて答弁をいただきました。

それをもとに次に進めていきますが、当町において、障がい者・高齢者のそれぞれの計画が策定されており、今年度は新たに計画されたことを実施する初年度となっております。障がい者福祉と高齢者福祉はそれぞれ別の計画がされております。こういった冊子が今年の4月に策定されております。別々に策定されていることから通告書では一緒になっておりますが、質問は障がい者と高齢者計画を分けて質問をしていきたいと思います。

まず、障がい者計画についてから質問をしてまいります。

第7次立科町障がい者福祉計画・第5期立科町障がい者福祉実施計画・第1期立科町障がい児福祉計画、これは平成30年度から32年度についてですが、この策定に当たりまして、前の期の計画、前の期が平成27年から29年となっておりますが、どのように総括をして、今期の計画につなげたのか伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

第7次となります計画につきましては、国が策定する障害者基本計画と県で策定する障害者計画を基本として、町における障がい者の状況等を踏まえ策定をしております。国・県・町の計画には、当初計画以降、制度改正や地域社会の動向また環境の変化等に柔軟に対応し、途切れない施策・支援を総合的かつ計画的に実施するものでございます。

第7次障がい者福祉計画等策定に当たりましては、障がいのある方の状況やご意見 等を把握し、計画の基礎資料とするためアンケート調査を実施しております。

あわせまして、町、議会議員、保健・医療福祉関係者、高齢者代表、身体障がい者 等福祉団体、養護学校保護者、福祉事業サービス関係者等の皆様を委員にお願いし、 計画策定懇話会を開催し、計画の策定の趣旨また各事業における実績及びアンケート 結果も踏まえた5思案の作成、計画素案作成等の経過において、ご意見・ご要望をい ただき計画に反映をいたしました。

また、計画素案作成の段階におきましては、パブリックコメントを募集いたしました。

以上でございます。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 今、今期の計画をつくるに当たっての流れ的なものは説明いただきましたが、再度質問になりますが、この前の期の計画をどのように総括されたのかについ

て再度説明をお願いいたします。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

やはり、第6次の計画策定につきまして検証をしております。また、アンケート調査におきましても、現在対象者の皆様方がどのように捉えてどのようなことを要望されるかというところも検証をしております。アンケートの調査の結果、一部でございますけれども、現対象者につきましては522人中325人の皆様にご回答をいただきまして、現在利用していてまた今後も利用したいサービスにつきましては、相談支援の充実ですとか補装具等の給付また生活介護等ご要望がございました。また現在利用しておりませんが今後利用したいサービスにおいては、やはり相談の支援、移動支援またホームヘルプサービス等の充実でございました。これらを今後の計画に含めて盛り込んで策定をしております。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) これでまた、福祉というものは継続して当然ながら進められると思います。今は第7期なんですが、もう2年すると今度は8次計画となっていきます。そんときに第7次計画というのがどのように反映されるのかという部分、こういった部分も当然ながら持続していくには、そういった考えも必要なんではないかと思います。ですので、総括の部分、この計画書の中にも触れられている部分もありますが、ぜひ次回につきましては、この第7次計画をしっかりまた総括できるような形で実施していただきたいと思っております。

パブリックコメントの答弁もありましたが、この計画を策定するにおきまして、それぞれのお立場の方が策定懇話会委員になられということで今答弁ありました。その委員の方が中心となって策定されたと思いますが、それに加えて町民の方からも意見を募ったと思います。その募ったご意見というのがどのような意見、どのぐらいのボリュームで意見をいただいたのかも含めて、パブリックコメントをどのようにこの計画書のほうで反映させたのか伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) パブリックコメントの内容につきまして答弁させていただきます。

町民の皆様からの貴重なご意見またご要望につきましては、67項目にもわたるご意 見等を頂戴いたしました。そのうち13項目につきましては、表記の修正また説明の追 加等計画に反映をさせていただいた状況でございます。

また、ご意見の要旨をまとめまして、町の考え方また対応内容等を明記したものを ホームページにおいて公表をしたところでございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 67項目ということで多くのご意見、町民の方からいただいたということで、生かしきれたというんですか、それが13項目ということなんですが、ホームページ上で私も見させていただいたりしているんですが、いろんな角度からご意見いただいていると思います。67項目と多いんですが、またこういったものについては、より多くのご意見が聞けるような工夫も必要なんじゃないかなと同時に思ったところです。次に、今期の計画に初めて障がい児福祉計画が策定されましたが、実施体制、これは人員の配置ですとか予算的な部分、また国の基本指針が示されておりますが、その進捗と、また同時にこの計画書によりますと、佐久圏域障害者自立支援協議会により整備されていく要素が多岐にわたり見受けられますが、この佐久圏域内の整備状況と当町の考えについて伺っていきたいと思います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 第5期障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直しのポイントといたしましては、1つ目に、地域における生活の維持及び継続の推進。2つ目に、就労定着に向けた支援。3つ目に、地域共生社会の実現に向けた取り組み。4つ目に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築。5つ目は、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築。6つ目は、発達障がい者支援の一層の充実でございます。県・市町村は、基本指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的といたしまして、今期3年間の障がい福祉計画と障がい児福祉計画を策定をいたしました。

今回、国の基本指針を踏まえ、平成32年度を目標として障がい児支援の提供体制整備目標を主に4つ設定しております。

1つ目は、児童発達支援センターの設置。2つ目は、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築。3つ目は、主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保。そして4つ目は、医療的ケア児支援のための協議の場の設置でございます。

いずれの体制整備につきましても、専門職等の配置や医療機関等の連携等が必要なことから、佐久圏域11市町村事業所、佐久広域連合障害者相談支援センター等、関係者で組織する佐久圏域障害者自立支援協議会及びその下部組織でございます専門部会において協議を重ねているところでございます。

また、放課後等デイサービス事業につきましては、町内設置は1事業所でございま したが、今年度新たに1事業所が開設をし、利用者の選択の幅が広がった状況でござ います。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) この佐久圏域障害者自立支援協議会について、計画書のほうにおきましても組織図ですとか役割とか書いてあるんですが、この会議自体どのような形で行わ

れているのか、回数とか、というのが、平成32年度をめどにいろいろつくられていくという部分でかなりボリュームがあると考えています。そのため町としての当町ならではのリクエストですとかそういったこともしなければいけないと思っていますが、この頻度等についてこの協議会の回についてどのようなものかちょっと概略を伺いたいと思います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 会議の頻度でございますけれども、今年度につきましては、3カ月に一度程度開催をしております。また、事務レベルにおきます部会につきましては、ほぼ1カ月に一度程度かなり頻繁に協議を重ねているところでございます。 以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 部会等頻繁に行われているということで、これにつきましてはぜひ立科 町に合ったこともどんどん提案をしていきながら、この計画に反映していただけたら と思います。

次の質問に移ります。

冒頭でも申しましたとおり、以前町長は、地域のニーズに合った福祉事業を進めるという答弁がありました。この考えはとても重要なことだと思い、私も共感している部分であります。これは町が責任を持って福祉政策を行うということで、まず担当課が現状把握をできないと一般論の政策になってしまい、かゆいところに手が届かない無駄な政策になってしまう。ということはやはり地域のニーズに合った福祉事業という、まあ、言葉で言えば簡単そうに見えて実はここが本当に重要な部分じゃないかと思っているわけなんですが、そこで、当町の実施計画を踏まえて、障がい者福祉・障がい児福祉の基本理念と取り組み状況について、実施計画的なものの意味合いもありますが、これらについて伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 障がい者福祉・障がい児福祉の基本理念と取り組み状況でございますけれども、立科町では障害者権利条約の理念やノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず全ての住民が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指しております。

全ての住民が住みなれた地域で生活することができ、また障がいのある人が障がいのない人と同様に社会・文化等の幅広い分野にわたって平等に参加することができ、活動ができるよう基本理念を全計画を継承し「誰にも優しく健やかにいつまでも地域で暮らせるまちづくり」としております。基本理念を踏まえ、障がいのある人のライフステージを通じた途切れのない支援と自分らしい暮らしの実現、地域住民の理解の促進など計画を推進していくものでございます。

計画の推進に当たりましては、実施計画において障がい者の日常生活及び社会参加

の機会の確保など、みずからの決定に基づき必要な障害福祉サービスの利用ができる 基盤整備を進めております。先ほども申し上げましたが、関係機関等と連携し協議を 進めている状況でございます。

また、実施計画におきましては、障害福祉サービスの今後の利用見込みと必要量の 見込みにより、サービス提供事業者等の確保や適正な予算の確保にも努めてまいるこ ととしております。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

参加できるような仕組みづくりのここを念頭に行っているとは思いますが、その中で 社会参加という部分では労働関係についても一つ当てはまるのかなと思っております。 平成27年12月の一般質問におきまして、障害者法定雇用率は、当町においてはその 時点ではゼロということで、積極的に雇用していくべきではないかと質問させていた だきました。その後、雇用実績があったということで、法定雇用率は達成したと聞い

1番(今井英昭君) 今答弁にもありましたノーマライゼーション、誰もが同じように社会に

だきました。その後、雇用実績があったということで、法定雇用率は達成したと聞いておりましたが、今年4月に法定雇用率が引き上げられて、現状では再び未達成になったと思います。この雇用率につきましては、今年8月に主要省庁におきまして、いわゆる水増しということで報道されましたが、この共生社会の実現にまさに水を差してしまったんじゃないかという大きな報道もされました。

まあ、いずれにいたしましても、ともに生きる社会ノーマライゼーションの考えからも、これは現在企画課が進めております社会福祉型テレワークとの連携が望まれるところです。これにつきましては、今回の計画にも触れられていると思いますが、どのように連携してつなげていくのか、この計画に示されているものをどのような形で検討されているのか伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 福祉型テレワークにつきましてでございますが、今のところ担当課 同士の検討は行っていない状況でございますが、町といたしましては、今期策定をい たしました計画にも福祉型テレワークにつきましては、障がい者の雇用形態の一つと して今後の活用が推進できればと思っておりますので、計画に沿った中で推進をして まいりたいと考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 計画は進めていくということですが、現時点では担当課とはまだ検討されていないということでした。

これは企画課長に質問になりますが、社会福祉型テレワークを持っていきようによっては、当町は雇用の側面からノーマライゼーションの精神的な取り組みができる、またその事例になって、これは大きな日本のモデルになるんじゃないかと思っており

ます。このことを念頭にテレワークの着地点、要は今質問をしている内容と絡めて現 時点ではこのテレワークの着地点をどのようにお考えなのか伺います。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 子育ての方々や障がい者・高齢者などのうち、働く意思がありながら、さまざまな事情によりフルタイムで職場について働くことができない多様な住民がインターネットやパソコンを活用したテレワークにより、社会参加を果たす姿を社会福祉型テレワークと名づけ実現を目指しております。現在、住民ワーカーの数は28名で、その中に障がいのある方も含まれており、対応につきましては社会福祉協議会と連携しているところです。

社会福祉型テレワークの着地点との質問でございますが、さまざまな可能性を踏ま えて検討をしているところでございます。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) テレワークにつきましては、とても私も期待している事業の一つ、また 今後この町にとって必ず優位な部分で働くんじゃないかということで期待をしている わけですが、ぜひこの社会福祉型テレワークを今の関連の質問の社会福祉というか福 祉政策の中に積極的に取り入れていただくような着地点にしていただければと思いま す。

次に、高齢者福祉になります。

第7期立科町高齢者福祉計画介護保険事業計画書、平成30年度から平成32年度につきまして、策定に当たりまして、この前の期の計画平成27年から平成29年度をどのように総括をして今期の計画につなげたのか、町民課長に引き続き質問をしてまいります。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

第7期の計画策定に当たりましては、第6期の計画の達成状況等の分析を行うとともに、平成28年度において実施をいたしました高齢者等実態調査に基づき、あわせて介護保険法等の改正にも対応し、県の高齢者プラン等との整合も図り策定をしております。

また、先ほども申し上げましたとおり、障がい者福祉計画とあわせて策定を進めてまいりました関係上、同様に計画策定懇話会、こちらも4回開催をいたしまして、計画策定の趣旨、各事業における実績及びアンケート結果も踏まえた課題の分析・評価を行いながら、骨子案の作成、計画素案作成等の経過において、ご意見・ご要望等を大変たくさんいただきまして、計画に反映をいたしました。また、計画素案の作成の段階におきましては、先ほどと同じようにパブリックコメントを募集をしたところでございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 多くの方のご意見、反映させたということですが、次に、パブリックコメントなんですが、これ、障がい者福祉のほうで今67項目というのを聞いたんですが、それとは別にこの高齢者福祉は別でパブリックコメントがあったのかどうなのかその辺の説明をお願いいたします。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

計画素案の策定の段階におきまして、障がい者福祉計画また高齢者福祉計画、同時にパブリックコメントを募集をしたものでございますが、先ほどの障がい者計画においての答弁と重複しますけれども、こちらの項目につきましては、高齢者計画に限ってですが要約して5項目の内容をいただいております。内容につきましては、表記の修正ですとか説明の追加また図の挿入ですとかいろいろなご意見をいただいたところでございます。やはりこちらにつきましても同様にホームページにおきまして公表をした経過がございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 今5項目あったということで、場合によってはこれパブリックコメントを募集してもゼロというものも計画によってはあるとは思います。ただ、この障がい者福祉・高齢者福祉それぞれコメントがあったということで、やはり立科町の方はこういった福祉政策についてとても意識が高いんではないかということがよくわかりました。また、目次等をそういった見やすくするというような形でやはり一町民の方の意見が反映されているという部分におきまして、やはりこのことにつきましても関心が高いという部分がわかり、今後もそういった町であってもらいたいなと願っているところでございます。

次に、この実施計画を踏まえて、高齢者福祉の基本理念と取り組み状況、こちらも 障がい者福祉と同じように実施計画をもとにつくられていると思いますが、これにつ いて伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

高齢者福祉の基本理念と取り組み状況でございますが、基本理念は「住み慣れた町で、地域と協働しながら、いつまでも元気で暮らしていける地域社会の実現」でございます。2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるため、高齢者のライフスタイルや生活意識の変化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化をしております。

こうした中、従来の住民相互の関係、そして地域社会の必要性が再認識され始めました。地域社会はこれからの高齢化社会に対応するための重要な役割を担うと考えら

れており、互いに助け合い参加と協働の地域づくりを推進していく必要がございます。 可能な限り住みなれた地域で自分らしい生き方ができるように、さらに安心した生活 が送れるように地域包括ケアシステムの構築を目指し計画を推進してまいります。

第7期において、地域包括ケアシステム構築のため、重点的に取り組むことが必要な事項として4点ほど取り組み状況を説明させていただきます。

1つ目は、在宅医療介護連携の推進でございます。地域包括ケアシステム構築に当たっては、訪問看護や病院等地域医療との連携強化が重要な課題でございます。町では、平成28年度に小諸北佐久医療介護連携推進協議会を設立し、町内医療機関のほか、総合病院及び医師会との連携強化を図り、住みなれた地域で安心して医療や介護が提供できる体制づくりを検討をしている状況でございます。

続きまして、認知症施策の推進でございます。こちらは新オレンジプランの柱でもある認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供に関し、早期診断、早期対応の体制整備として、認知症初期集中支援チームを今年度設置いたしました。認知症専門医の指導のもと、専門職が認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族に対し初期の支援を包括的・集中的に行いかかりつけ医と連携をしながら認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行い始めた状況でございます。

続いて、生活支援介護予防サービスの基盤整備の推進でございます。地域包括ケアシステムの構築は、地域づくりそのものと言われております。そうした地域での活動を行っていくためには、地域住民やボランティアの協力が重要であり、そのネットワークを活用していくことが必要であることから、町では全計画期間に地域支援づくり懇話会を開催し、その後、地域支援づくり推進会議を設置し、地域の課題や地域資源の把握などを継続して行っており、この内容につきましては、広報においてもシリーズ化をして掲載をしている状況でございます。

最後でございますが、地域ケア会議の推進でございます。地域ニーズや社会支援・ 地域課題の把握に努め、他職種共同によるケアマネジメント支援や地域ネットワーク の構築を図り、地域で生活しやすい環境づくりを目標として、個別ケア会議の実施及 び今年度からは地域ケア推進会議を開催し、今後も定期的に開催をする予定でござい ます。

そのほか、計画に掲げた各施策等でございますが、今回は一部を申し上げた状況で ございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 今、その計画等についてお聞きしたわけですが、かなりボリュームがあってこれでもまだ一部ということで、当然ながらこの短い間では全ては語られないと思いますが、一つ一つ着実に進めていっていただけたらと思います。

次に移ります。

当町には、社会福祉法人が複数あります。おのおのの法人におきましては、それぞれの役割を担っていただいて、町と一緒になり当町の福祉を支えていただいていると思いますが、町内の社会福祉法人との連携・役割の現状・課題と展望について伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

町内には、社会福祉法人3者ほどございます。社会福祉法人に限らず小規模事業者等、町内外にかかわらず高齢者福祉・障がい者福祉にかかわる事業者の皆様とは町及び圏域におきまして事業推進に向けた連携を図っている状況でございます。

個々のケア会議また事業者との連携会議を定期的に開催するなど、事業推進においては、連携・協力が必要不可欠でございます。制度改正等に伴う情報の共有や事業者の運営会議への参加など、今後においても町の福祉向上に向けた連携をしてまいります。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番 (今井英昭君) この社会福祉法人との連携・役割ということで3者あるということで、 まさに立科町と一緒になって町と一緒になってやっていただかなければいけないと思 います。また今、法人になっていない施設につきましても複数あるということですが、 こちらも同じようにより一層の連携をして福祉政策を進めていかなければいけないと 思っております。

この3者の社会福祉法人の話に戻りますが、その中でも社会福祉協議会――社協に 絞って伺っていきたいと思います。

今回、質問するに当たって、いろいろ調べてどのような質問と考えていたんですが、町と社協の関係がほかの市町村と比較をしてとても近い関係にあるというのが率直の感想であります。例えば、近隣の社協のホームページでは、町とは別のホームページがつくられたりしています。このホームページが立科町のホームページの一部として組み込まれておりまして、ここには社協の定款ですとか、評議員・役員の選任等についても触れられておりますが、会長・理事長が町長という点もやはり社協と町が近い関係ではないかと思った理由の一つです。

社協の位置づけというのは、非営利の民間組織ということなので、会長を選任する 方法について云々言う立場ではないということは十分理解している上で、町長に伺い たいと思いますが、近隣の市町村全て調査しきれてはいない部分ありますが、多くの 社協が会長と首長は別々になっていると思います。先ほどの答弁の中では役割や連携 についてありましたが、その中でも社協の会長と首長が一緒のメリットというのも 多々あるとは思いますが、やはりそれぞれの本来の仕事に専念していただく、また先 ほど申しましたように、社協というのは民間組織という位置づけです。これは米村町 長だから会長は別のほうがいいということではなくて、どなたが首長になったとして も、やはり社協の会長と首長は別のほうがいろんな意味ではいいんではないかと思い ますが、この点につきまして、町長のお考えを伺います。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

今、社会福祉協議会のことについての議員のご質問だと思います。それがこの場所での私の答弁が適切かどうかということはさておき、今いろいろな市町村、社会福祉協議会の会長がやはり首長ではなくということも私も存じております。立科町の長い歴史の中でどういうふうな形の中で社会福祉協議会の会長が町長になったかということに対しては、私も知る由はないですけれども、しっかりとそういうところを分けて今、私のほうは努めさせていただいているというふうにご質問のお答えをさせていただきたいと思います。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番 (今井英昭君) まさに今、町長が答弁される前にどちらの立場かという部分、まさにそこが分けたほうの一つのいい理由じゃないかと、やはり別々でしたらいろんな意見出し合えると思います。社協の会長と首長が一緒だから答弁にも杞憂してしまう部分があると思います。私もはっきりした経緯等についてはわからないですが、これは推測ですが、いわゆる旧ハートフルケアの運営ですとかそういった部分があったので、立科町、ほかの市町村と比べてより一層密接な関係にあったのかなと思います。

この町と社協の役割・連携から見える課題の中で、やはりそれぞれの立場で意見が 出し合える環境こそが今後の立科町の福祉政策には重要だと思いますので、今後、ほ かの市町村の事例ですとか、当然ながらメリット・デメリット両方あると思います。 今後十分議論の上、検討していただきたい一つであります。

次に移ります。

福祉に関する例規集・条例規則・要綱について、策定から長い間変更されていない 条例等があるが、実態にあっているのか。

立科町例規集の中には、もう何年も何十年も更新されていないものがありますが、 実情に合っているのか検証する必要がありそうな条例等があります。今回は、体系別 に社会福祉に関する部分を確認したいと思いますが、これにつきましては、国の法律 変更によって連動して、町の例規集が変更される更新される理由はわかりますが、そ れ以外のものにつきまして、どのような形で検証されているのか、この福祉に限った 部分で町民課長に伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 条例等につきましては、制度改正や各種計画に関係するもの、また 予算確保に連動するもの等さまざまございまして、その都度確認をしているものと理 解をしておりますが、状況に応じまして見直しが必要なものもあるかと思っておりま す。

今後におきましても、状況に応じて見直しをしていきたいと考えております。 以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番 (今井英昭君) 幾つか何十年も変わっていないものの中に福祉灯油給付要綱、これ時限 つきで平成19年度にしかないものだったり、あとは災害弔慰金につきましては、これ 昭和49年に制定されて最後に改正されたのが平成3年となっております。こういった ものが物価などの変動に合わせて見直しが必要なんではないかと、あとは敬老のお祝 い金ですが、これにつきましても人口動向を見て検証しなければいけないのかなと思っております。

次に、成年後見制度につきまして、成年後見制度利用支援事業実施要綱など有効利用されているのか、この制度の概要と実績について伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

成年後見制度利用支援事業実施要綱につきましては、町内に住所を有する判断能力が十分でない認知症高齢者・知的障がい者及び精神障がい者に対しまして、成年後見審判の申し立てに関する支援と申し立てに係る費用、こちらは印紙代ですとか切手代が含まれます。こちらや成年後見人・補佐人・補助人の業務に対する報酬等に関し、助成をすることを目的とした要綱でございます。

平成24年に要綱を制定依頼、実績はございませんが、前提として対象者に四親等以内の親族がいない場合や四親等以内の親族がいても申し立てを行う見込みがない方の場合となっており、過去の事案では、四親等の範囲で申し立てが可能なケースがほとんどであった状況であったと承知をしております。

しかしながら、今後ますます高齢化が進展する予測の中では、地域包括支援センターを初め、福祉の窓口等への相談による対応や制度の周知に努める必要があると感じているところでございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) この支援を利用することによって、後々の問題、諸問題というのが解決できる制度だと思います。またこれから先、今答弁でもありましたが、高齢化社会ですとか、また安心して生活が送れるために必要だと思います。これ自体は、計画書見ますと実績自体あんまりよくないなという部分で感じておりますが、ただ、広報たてしなですとか、また老人福祉センターなどで成年後見人制度の周知またその支援についても説明されていると思います。

ただ、実績の薄いという点を考えれば、この制度が必要ではないんじゃないかということではなくて、もっともっと活用すべきだと思います。委託先の弁護士ですとか

司法書士・行政書士とも意見交換をしながら、この制度を積極的に活用していただければと思います。

次に、大項目2に移ります。

これは追跡質問になりますが、今までの一般質問、町民課所管の一般質問についてどのように扱いがあったのか、まず、町長に伺います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) 今までの一般質問の内容をどのように扱ったかというご質問についてお答えをさせていただきます。

議会一般質問におきましては、議員各位より多方面にわたるご意見またご提案をいただいております。答弁をしました内容につきましては、担当課において検証また検討した上で継続的に進捗管理を行い進めている状況であります。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 取り扱ったということで具体的なものの質問に移ります。

ごみ問題についての現状と課題はということで、これ、予定では2020年12月に新クリーンセンターに移行します。この施設におきましては、当町におきましては計画処理量というのが1,471トンとなっていますが、平成29年度の実績を見ますと1,665トンの可燃ごみがあったということで、この新クリーンセンターに持っていく計画値を見ますと10%以上削減しなければいけないという現実があります。

生ごみ堆肥化事業が頓挫したままになっていますが、平成29年6月の定例会の一般 質問で取り上げました際、減量化に取り組むと答弁がありました。その具体的にどの ような取り組みがあったのか伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

議員、先ほど申したとおりでございまして、可燃ごみにつきましては、平成29年度の可燃ごみと比べますと、前年度20トンほど増加したという結果ということでございます。特に、事業系の可燃ごみが増加傾向となっている状況から、事業者に対する啓発活動が必要であることから、本年度におきましては、随時事業者への啓発を実施する予定で現在準備を進めているところでございます。また、家庭系のごみの減量化・資源化につきましては、継続して生ごみ処理機器等の購入費の補助や段ボールコンポストの普及啓発、また今年度ケーブルテレビでの番組を作成をさせていただきました。あわせて、継続的には広報等においても分別の周知や食品ロスの削減等について協力をお願いしているところでございます。

平成32年12月に本格稼働を予定している新クリーンセンターへの可燃ごみの搬入計

画処理量1,471トンを目標にしておりますけれども、新クリーンセンター移行につきましては、可燃ごみ処理の費用負担につきましては、処理量によって負担が決まっております。さらなるごみの減量化に努めることによりまして、町の財政また住民福祉の向上につながることと考えられますので、町を挙げて減量化に取り組む意識を醸成していきたいと考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 生ごみ堆肥化というのが、これやはり今、答弁の中の数値を達成するには必要なんじゃないかと思っております。 2年前の生ごみ堆肥化事業の際に、生ごみの排出量、実際に出される量というのは、投入する近隣の町がこのぐらい出ているから当町もこのぐらい搬入されるだろうという推測値でありました。

いろいろ諸問題ありまして、それが現在延期といいますか延びているとは思うんですが、今後このような生ごみも含めて、ごみに対する大がかりな町民アンケートをとって、やはり実態把握しなければいけないんじゃないかと思いますが、このようなアンケートをとってみたらいかがでしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

今のところアンケート調査の予定は検討しておりませんが、今後検討してまいりたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、町といたしましてはごみの減量化推進に向けたさまざまな取り組みをしていく必要があると考えております。 以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) このごみという問題につきましては、どうやって取り組むかというのは、 町の姿勢というのが対外からまた内面的にも町の市政が問われる分野でありますので、 ぜひまず実態把握からしていただけたらと思います。

次に、婚活・妊活から就学前までの町の取り組みということで以前質問いたしましたが、今回は町民課に関する部分の追跡質問になります。

この際、不妊治療につきまして、その答弁の中では、平成29年度でこの不妊治療に 関する支援が5年たつので、これが終わった段階で検証していくという答弁がありま したが、この事業につきまして、どのように検証されたのか伺います。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) ただいま不妊治療の助成事業の件を質問されましたが、妊娠を望む 方への支援としまして、不妊治療費の助成の事業がございます。継続して5年間の補 助となっていることから、5年間で自治体とすれば24件、実数では13組、そのうち妊 振された方は8人という状況でございました。

妊娠を望むご夫婦への経済的な負担の軽減を図ることで、出生率の向上に寄与する

事業でございます。今後におきましても継続した事業の実施が必要であると考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 今、順番が妊活に行ってしまいましたが、婚活の話にちょっと戻りますが、婚活自体も前回は企画課のほうで答弁いただきました。その中では町民課のほうとまた連携していくという話がありました。町民課は社協のほうに事業が投げられると思いますが、それについての概略といいますか実績について説明をお願いいたします。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

町では結婚推進事業として、社協が行う結婚相談所の経費に対しまして補助をしております。平成30年度の予算といたしますれば、39万4,000円でございます。相談員5人、毎月8日に相談会を開催しておりまして、登録制でマッチングをしている状況でございます。

実績といたしましては、相談件数につきましては毎年五、六十件と件数ございまして、そのうちお見合いの件数は、多い年で30件、近年では10件前後と聞いております。また、結婚が成立した件数につきましては、平成25年が2件、平成26年と28年が1件ずつ、今年度は既に11月までには1件の結婚が成立したと報告を聞いております。以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) 最後の質問になりますが、産婦健診事業におきまして、町では妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援が行われているということの答弁がありました。前回の質問の際には制度がありませんでしたが、今年4月から診療報酬改定で新設されたものに妊婦加算があります。これは妊婦増税ではないかと全国的に批判の報道があるわけですが、当町におきまして、妊婦加算についての混乱等についてあるかどうか説明をお願いいたします。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 議員おっしゃるように、今年4月からの診療報酬改定によりまして、 妊婦加算が創設をされております。各医療機関において対応をされておりますが、当 町の窓口への問い合わせ等は特にない状況でございます。

町では妊産婦を対象とした福祉医療制度によりまして、自己負担額の軽減を図っております。産婦加算分につきましては、結果的に福祉医療で対象となりますので、承知をされているためではないかと推測をしております。

なお、妊婦加算につきましては、厚生労働省におきましても対応策を審議中でございますので、その点につきましては注視をしている状況でございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 1番、今井英昭君。

1番(今井英昭君) まだまだ国の制度ということで、町としたは注視していくということで すので、ぜひこの注視しながら事業を進めていただきたいと思います。

今回、一般質問におきましては、福祉政策を中心に質問をしてまいりました。福祉 政策がしっかり確立されている町には、人の流れもあると確信しております。そのた め、福祉政策をしっかりやるということは、移住政策にも間接的につながるものだと 思いますので、より一層社会福祉につきまして、議会側とともに推し進めたまちづく りができるよう期待いたしまして、私の一般質問を終わりにします。

議長(西藤 努君) これで、1番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

(午前11時59分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長(西藤 努君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、4番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. 水道事業について

- 2. 障がい者福祉について
- 3. 公共交通の改善についてです。

質問席から願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番(村田桂子君) それでは、質問をさせていただきます。風邪を引きまして大変お聞き苦 しいことと思いますけれども、ご容赦を願います。

まず、水道事業についてお伺いします。

今回の質問は、国民の経済の落ち込み、貧困と格差が広がるもとで、公共企業会計である水道事業や下水道事業において、経済的弱者に対して軽減制度をぜひ新設すべきと考え、当局のお考えをただすものです。

立科町は、蓼科山の恵みである豊かな湧水を水源とする飲料水を先人の大変なご労苦により安定的に確保し、おいしいお米や野菜、果樹を育み、食事もおいしく、よいところに来たと立科町に住むことの喜びを実感しております。それというのも、立科町の水道事業が町の直営事業で、設備の安全と良質な水の供給に責任を負う日々の努力により支えられているからと理解をしております。

公共自治体が人の生存に不可欠な水道事業に責任を負えるかどうか、とりわけて生活困難者への配慮の手だてが講じられるかどうか、ここが大きな住みやすい立科町を

つくる上でのポイントではないでしょうか。残念ながら、立科町の水道事業に経済的な弱者に対する視点が欠けていると思われます。この点について、町長の公約であります「いつまでも安心して住み続けられる立科町を」と願う、その観点からのご見解をお伺いいたします。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、立科町の水は先人の非常な苦労の上に成り立っていて、その恩恵を歴史を積む中で私たちも恩恵を受けているというふうに認識をさせていただいています。そういう中で、議員もおっしゃったとおり、町の直営事業で設備の安全と良質な水の供給に責任を負うというような形の中で、現在、水道事業は公営企業会計で、また、下水道事業は特別会計で経理を行っているところであります。

人口減少、また、地理的な要素も踏まえた中で維持管理していく上では、受益者負担というのが原則であるというふうに思っています。使用料の軽減ということであれば、水道、また、下水道それぞれの使用料についてどういうふうにしていくのか。しかし、議員も先ほどおっしゃったとおり、先人から引き継いだ良質な水を、また、設備をどのように安全に確保、また、運営をしていくかということについては、利用している皆さんからご理解をいただきながら、受益者負担ということが必要だというふうに思っております。

特定の受益者に対して料金を安くするということは、そういう観点から、同じ受益者間での公平性を失われることから、特定の受益者に対しての使用料の軽減については現在のところ考えておりません。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 公営企業会計、町が直営でやっているものは、民間の水道事業とは違って、そこに住む人々の生存権をきちんと確保しなくちゃいけないという責任があろうかと思います。もうけよりもそこに住む人々の安心した暮らし、安定した暮らし、これを支える大きな責任があるというふうに思います。その意味からも、ぜひ低所得の人にはそれなりの軽減制度をと、いろんな場面で発言してまいりました。

このところ、長野市に出向くことがありまして、長野県の県営水道の実際を聞くことができました。そこは、長野県の県水というのは、既に県水、発足が昭和38年だそうですけれども、発足後すぐ40年から減免制度が設けられておりました。基本料金の2分の1を弱者対策として、生活保護世帯や母子・父子世帯などに支給をされているということでした。基本料金の2分の1ということで、毎月1,388円の半分ということで694円の徴収ということで、年間の計算でやってみますと、大体そこは7万8,000

世帯が対象だそうで、そのうち600世帯が対象になっているそうなんですが、1%未満になるということで、大体計算すると500万未満になりました。499万6,800円ということで、500万円未満の軽減措置で経済的な弱者に対して対応しておりました。長野県の県営水道が最初からこのように弱者対策が設けられているということを知りまして、私、大変うれしくなりまして、公営企業のあるべき姿だなということを痛感しまして今回の質問になったわけです。ぜひ町でもやってほしいものだと思います。

そこで、次の質問ですが、高齢者世帯やひとり親世帯、障がい者世帯の所得の実態がどのようになっているのか、とりわけ、非課税世帯における軽減制度をぜひつくってほしいと思っているわけですが、そこの実態についてお伺いします。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) お答えをいたします。

平均所得でお答えをしたいと思います。高齢者世帯90万3,000円、ひとり親世帯117万3,000円、障がい者がいる世帯302万3,000円でございます。比較のために課税対象世帯の平均でございますけれども、平均が317万2,000円となっております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 高齢者世帯が一般世帯に比べて3分の1以下ということ、ひとり親も 2分の1以下という実態が明らかとなりました。

それで、非課税世帯における軽減制度の新設をと求めたいわけですが、非課税世帯 はどのくらいあるでしょうか。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) お答えをいたします。

世帯数で761となっております。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 仮に、県水と同じように軽減措置をというふうに考えた場合に、私、調べましたら、メーターの使用料が560円ですね。基本料金は2,400円なので、半額にすると1,200円と。より低いほうの例えばメーター使用料を軽減するということになりますと、761世帯だと計算しますと、月に42万、1年で511万あればメーター使用料を軽減することはできます。

今、水道のほうの未処分利益剰余金、毎年あると思いますが、これはどのくらいになりましょうか。建設課長お願いします。

議長(西藤 努君) 片桐建設課長。

建設課長(片桐栄一君) 未処分利益剰余金につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、調べた後にお答えを申し上げます。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 毎年の決算・予算を見ますと、大体3,300万から4,000万近くが未処分利

益剰余金になっております。そのほんの一部を活用すれば、非課税世帯における軽減制度ができる。500万ちょっとあればできるわけですので、できることを指摘したいと思います。

また、県水と同様に、少なくとも生活保護世帯とひとり親家庭で、これは県水が同様の制度をやっているわけですが、これをやるとすればどのくらいかということを知りたいので、それぞれの世帯数を教えてください。町民課長お願いします。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) ご質問の生活保護世帯、ひとり親家庭の世帯を申し上げます。

生活保護世帯では現在のところ11世帯でございます。また、ひとり親家庭、母子家庭、父子家庭、合わせて69世帯が直近でございます。

なお、生活保護世帯につきましては、保護費の中で生活扶助として光熱水費につきましては支給をされていると承知をしております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) そうすると、数的には80世帯ということで、非課税世帯より断然少なくなるわけですが、これを例えば80世帯が560円軽減をしたとしても、本当に少ない金額で済むわけです。そういう点では、先ほどは自己負担で、受益者負担で公平性を欠くとおっしゃったんですが、所得の少ない人にとっての普通の人と同じだけの水道料金、下水道料金徴収というのは、むしろ公平性には欠けるのではないか。所得に応じたというのが、国民健康保険でも、介護保険料でも、必ず段階的に料金を徴収するというのが公的な制度になっておりますので、この点でも所得に応じて軽減制度を設けるというのが公的な会計にはふさわしいと考えます。これについて町長のお考えをお願いします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

現在、今、いろいろな議論を村田議員からもしていただいております。ただ、先ほども登壇で私がお話しをしたとおり、水道事業をいかに持続していくのか、守っていかなければいけないのかという観点の中で、公営企業会計だから、町営でやっているからいいのではないか。今、国でも議論をされています水道事業の民営化ということになってきて、もしも民間事業者が参入をしてくると、果たして水道料金がどういうふうな形に変革をしてくるのか。そういう懸念の中でも、公営企業会計でしっかりと私たちが行っていくということは必要なことだというふうに思っています。

しかし、水道事業に関しては、配管の老朽化、また、新設、またいろいろな部分での経費がかかってきます。そういう中で、水道の使用料の中でそれを一部捻出していくということも、将来の持続可能な町政運営、財政運営ということを考えていくとやはり必要になってくるのではないのかなというふうに私の中では考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 実に残念なお答えだと思います。もちろん、これから維持に関してはい ろいろやらなくちゃいけないことが山積しておりますが、しかし、それは全て町民の 暮らしの安定というのが大前提にあるはずです。とりわけ、今、貧困格差が広がり、 年金も切られ、その反面、公的料金が上がる中においては、可処分所得が減り続けて います。そういうときに、所得の少ない人に対する軽減制度を織り込んだ形で事業を 行うのが、私は公共の役割だというふうに思います。

そこでもう一つお伺いしますが、立科の給水条例というのがあります。そこに第30条として「料金、手数料等の軽減又は免除」という項目があります。「町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除できる」という規定がありますが、この規定は今まで活用されたことはありますか。

議長(西藤 努君) 片桐建設課長。

建設課長(片桐栄一君) こちらの適用につきましては、現在のところ、漏水等の状況で軽減 というような形がございます。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) これは、社会的な状況が非常に悪くなったときなんかには当然適用されるべきことだというふうに思います。あっても使わないのであれば、本当に絵に描いた餅だなということを申し上げ、町が蓼科山の恵みを受けて水道事業を運営している点では、ほかから買ってやっている水道事業とは違うので、町が独自に組み立てられる事業のはずです。そういう点では、立科町に住む人たちに対する恩恵、とりわけ所得の少ない厳しい暮らしをしている人に対して、うちの町はそういう配慮をしているんだぞという温かい政策展開をすることがこれから、地方分権一括法もそうですけれども、それぞれの地域の独自性、そして、温かな町という点では不可欠なことではないでしょうか。そのことは、私、ぜひ検討すべきだと考えますが、もう一度、町長お願いします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

村田議員のおっしゃることも一理あるのかなというふうに思っています。そういう中で、しっかりと関係課、また、どういうふうな状況なのかというものは調べていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) それでは、これは私、今の低所得者に対する軽減制度というのは、公が 事業を行う限り、必ずなくてはいけないことだと思いますので、引き続いて折を見て 質問していきたいと思います。

次の質問に行きます。障がい者政策です。

国の各省庁において障がい者雇用の水増し問題が表面化しました。今回は、障がいをお持ちの方たちの社会進出や暮らしを応援するまちづくりの立場から質問をいたします。

まず、障がいをお持ちの方たちの雇用、また、暮らしやすいまちづくりについての 町長の基本的な姿勢をお伺いします。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

障がい者についての基本的な姿勢を問うというようなご質問だったというふうに思います。

私は、障がい者の福祉についてということの中で、今、いろいろと障がい者が、また、高齢者が、また、子育てがというようなことが議論をされているというふうに思います。私はどちらかというと、共生型の社会という中で分け隔てない、皆さんが持っている能力を、また、持っているものをいかに発揮していきながら地域に、また、社会に参画することができるということを私は考えております。そういう中で、障がい者福祉についてもしっかりと、また、障がい者の皆さんの寄り添うような気持ちの中でいかに進めていけるかということを基本姿勢として私は考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 誰もがその人らしく力が発揮できる、そういうまちづくりに寄り添っていきたいというお答えでした。そのとおりにぜひなることを期待しますが、それでは、具体的にお伺いいたします。当町における障がい者の雇用の実際、法定雇用率に達していなかったと聞きました。法定雇用率は何%で、立科町が本来雇用しなければならない人は何人でしょうか。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) お答えをいたします。

立科町職員の障がい者雇用の状況でございますが、行政職に1名雇用しておりますが、法定雇用率、これは2.5%――平成30年度から2.5%ということですが――からすると、1名の雇用が不足しております。教育委員会では現在雇用がなく、1名の雇用が不足しており、合計で2名が不足している状況という、こういうことでございます。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 民間なんかでは障がい者の雇用が義務づけられ、また、不足するとお金

を納めなきゃいけないと、月に5万円という金額ですので、大変重い罰則だなという ふうに感じているんですが、一般の行政はそれがないということで、今回、水増しの 問題も結構クローズアップされたわけなんですが、実際になぜそういう事態になって いるかと。本来、あと2名雇用しなくちゃいけないのが、なぜ雇用できていないのか。 これからどうされるのか。なぜそうなってきたのかを解明しながらこれからどのよう にするのかお伺いいたします。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) お答えをいたします。

障がい者雇用につきましては、平成27年度から職員採用試験に障がい者採用枠を設け、募集を始めました。しかしながら、平成29年度までの3年間は応募がございませんでした。

町では、役場庁舎の清掃業務を障がい者団体のふれ愛園に委託し、障がい者雇用に 取り組んでまいりました。

本年度の職員採用試験では応募がございまして、試験の結果、1名に内定通知をしております。

今後につきましても、短時間労働者などの採用を検討して雇用につなげてまいりた いと考えております。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 採用枠を、障がい者枠をきちんと設けているというお答えでして、今、 1名内定が決まっているということだったので、ぜひそれは進めていただければと思 います。採用枠をきちんと持つようにということを申し上げようと思っていたので、 それで障がい者の皆さんの活躍する場面をぜひ確保していただきたいと思います。 では、次に行きます。

今年8月1日から子供の医療費については窓口の現物給付が実現しました。子育て 家庭の負担軽減に大きな一歩となって喜ばれています。

しかし、障がい者の医療費は相変わらずの窓口負担が3割になっています。福祉医療制度の充実の観点から、障がい者医療も窓口の無料化に踏み切るべきではないでしょうか。

それで、現在の対象者はどれほどか。重度障がい、精神障がい、そして知的障がい についてお伺いいたします。町民課長お願いします。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) お答えいたします。

立科町の福祉医療制度による対象者につきまして、重度障がい者は1・2級32人、精神障がい者1級・2級・3級76人、知的障がい者A1・A2・B1で39人でございますが、一部所得制限等もありまして手帳の所持者と一致しない場合がございます。以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 障がいをお持ちの方たちは、いろんな障がいの程度にもよりますけれども、一度に複数の窓口を受診されるとかいうことがあるというふうにも聞いています。 大体窓口負担3割ですけれども、平均してどのくらいの医療費をお支払いなんでしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 月によって増減ございますけれども、毎月200万から250万の支払い をしているところでございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 全体ではそういうことですが、これ、件数で割り返すと大体1人当たり どのくらいの医療費をお支払いなんでしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 毎月の件数が240件から250件ほどございますので、平均して8,000 円から1万円程度という状況でございます。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 先ほども障がい者世帯の所得の実態をお伺いしましたけれども、一般世帯よりも20万ほど所得が少ないという実態も明らかになりました。また、重度障がいとか精神障がいの方、知的の方もそうですが、障がい者年金のみで暮らしていらっしゃる方も相当多いというふうに伺います。窓口が大体8,000円から1万円というのは大変重い負担ではないでしょうか。移動するのも医療機関にかかるのも大変ですが、窓口負担のお支払いも大変かというふうに思います。

なお、今回、子供の医療費が8月1日から窓口、月500円の自己負担で済む現物給付になったわけですけれども、この制度の移行に当たっての特別な困難はありましたか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 議員おっしゃるように、今年の8月診療分からは、乳幼児・児童については、県の主導によりまして、県内の市町村において現物給付方式が導入をされております。かなりの窓口負担の軽減が図られたところでございます。

今回の移行につきまして、県が医療機関、また、医師会等、関係機関との調整を進めたことによりまして、受給者の混乱もなく、また、市町村の事務的負担の軽減にもつながったと感じております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 大変制度の移行がスムーズだったというお答えでした。

障がい者の方たちの窓口3割負担を軽減して、月に子供並みに500円にするという

ことになりますと、手続に必要なことはどんなことですか。障がい者の方たちも無料 にするのに必要な手続はどんなことでしょうか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 主なものにつきましては、県内全域の医療機関との調整、また、それを国保連、また、診療報酬基金等との調整、あとは受給者に対しての周知が必要になるかと思います。

以上です。

それと、大変申しわけありません、システムの改修も必要になると承知しておりま す。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 子供の医療費の無料化に対しては本当に喜ばれております。あわせて、 障がいをお持ちの方で、特に経済的に厳しい重度の方たち、福祉対象になっている方 たちの3割負担を軽減してやることは本当に喜ばれる大事なことだというふうに思い ますが、つまりは、佐久地域の医療機関への案内周知が鍵となってこようかなという ふうに思います。

それで、私、前にもお話ししたんですけれども、前にも県全域でというお話の中で、 町が単独でも踏み出すべきではないかと。それは、町が、町民の方が出向いている医療機関に、立科町では無料制度を実施しましたよという周知をすれば足りるわけだと 思うんですね。つまり、ネックは一旦3割負担を立てかえなくちゃいけないと。町が かわりに、町が患者さんにかわって、住民にかわって3割の分を一旦立てかえなくちゃいけないということが出てこようかと思うんですが、これについては町はどのくらいの財源が必要ですか。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 町が立てかえるといったときの財源でございますね。それにつきましては、先ほど申し上げたように、月の支給額がその額になろうかと思います。 以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 大体200万から250万ということだと思うんですけれども、先ほども町長にこの町をどのようにというお話をしたときに、分け隔てがない一人一人が本当に自分の個性が発揮できる安心して暮らせる町をつくるんだというお答えでした。そういう点からすると、このように障がい者年金しかもらっていない方や非常に経済的に厳しい方に対して窓口を無料にしてあげるというのは、町の大きな魅力になるんだというふうに思うんですけれども、一旦3割分を払った後で、結果的には本人にお金が戻るので、その分の事務的な手続を町が肩がわりをして、本人は月500円で済むようにして、そして、その医療費の分は町が肩がわりするという制度は、かかっている診療

機関、医療機関に周知すれば足りるということなんですね。もちろん本人には周知しますけれども、こういう点でも、町独自の先進的な取り組みで、立科町は経済的な弱者に優しい町なんだということをアピールするのには絶好のチャンスかというふうに思います。この点で、手続的にもそれほど大きなことはなく、また、金銭的にも250万ほど、毎月その分を立てかえておけばよいということも明らかになりました。そういう点で、ぜひ、障がい者の福祉医療制度の窓口無料化にもかじを切っていただきたいと思うわけですが、これについてお考えを伺います。まず町民課長から。

議長(西藤 努君) 齋藤町民課長。

町民課長(齋藤明美君) 先ほど、議員、佐久地域の医療機関という解釈をしていただいておりますけれども、基本的には県内全域の医療機関になろうかと思います。医療機関につきましてはかなり膨大な医療機関がございますので、事務的にもそちらを周知、また、システムを整えるには膨大な事務量がかかると承知をしております。

8月の乳幼児・児童の現物給付導入を機に、さらなる対象者の拡大をということでございますけれども、県におきましても、まずは今回の改正について制度の安定的な運用を定着させていくことが重要であるという考えでございます。今後において県の動向を注視していきたいとは考えておりますが、町といたしますれば、独自で先行して行う事務的負担を考えますと、県への働きかけを行っていくほうがよいのではないかと考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 失礼いたしました。佐久地域だけじゃなくて、県内の医療機関に周知する点では膨大な事務量があるということ、そこは失礼いたしました。

しかし、その手続をしていただければ、今、実際に子供の医療費についてはそういう周知が図られているので、加えて障がい者の皆さんにも拡大しますという部分を添えれば、実施は可能かなというふうに思います。

そういう点で、町長、地方分権一括法の中でもありますが、そこの地域に住む人の暮らしをその地域の皆さんが考えつくっていくというのが地方分権一括法の精神ですけれども、この町独自のそういう温かい福祉施策の展開というのが町の魅力をつくることにもなるんじゃないかと思うんですが、この点の障がい者の皆さんにも窓口無料化を広げるということについてお考えをお伺いします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

村田議員、窓口無料化ということではなくて、無料ではないということはご承知のことだというふうに思います。

立科町独自に高校生18歳まで医療費の拡大をしたり、また、妊産婦まで拡大をしたり、本当に先進的に町では福祉医療に関しての取り組みをしているというふうに考え

ております。

今、村田議員からご提案をいただいた障がい者に関してはという中で、今、町民課長も答えましたけれども、私も町村会の中で、今、社会環境部会という、こういうふうな部会に所属をさせていただいています。そういうことのご提言を受けた中で、しっかりとまた各町村長とも意見交換をした中でどういうふうな動きをしていけばいいのか。今後、共生型の社会ということが厚生労働省のほうからも言われているということを踏まえた中で、今後、どういう取り組みをしていけばいいのかということを、ご提言を受けながら、各町村長、また、部会の中でも議題として取り上げていければというふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 行政というのは大体横並びで、どこかがやればやるかみたいな話が多いと思うんですけれども、町の魅力というのは、よそがやっていなくてもうちの町はこれをやっているよというのが町の魅力をつくることになると思います。そういう点では、県への県全体の取り組みへの働きかけをすると、それはそれでやっていただきながらも、町としてできないことではないと思いますので、この点では、ぜひ、先ほどの水道の軽減制度もそうなんですが、所得の少ない方に優しい、また、障がいをお持ちの方に優しい町という点をアピールするのにはとても大事な施策展開だというふうに思いますので、これはぜひお考えを一歩進めていただくよう強く要請したいと思います。

次に行きます。

次に、(3)ですが、庁舎・公民館などの公共施設におけるバリアフリーの実態と 今後の対応はについてお伺いします。

以前にも質問しましたけれども、公共施設総合管理計画の中でというお答えでした。では、それは一体いつになるのかというところのめどがなかなか見えてまいりませんが、公民館においては手すり、低い位置に設置をしていただいて、腰の曲がった女性でも階段を上れるようになりまして、一歩前進だなというふうに思いますが、さらにバリアフリーを進めるという点でどうお考えなのか。公民館、そして、この庁舎についてお伺いをいたします。それぞれ教育委員会と、それから総務課お願いいたします。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 中央公民館におきましては、今年度、先ほど議員おっしゃられましたように、階段に手すりを設置して少しでも上り下りしやすいよう配慮をしてきたところでございます。

当然、公共施設につきましては、誰もが利用しやすいよう配慮していかなければならないものと認識はしておりますが、築後49年が経過する中央公民館を今後どのようにしていくのか、これから検討していかなければならない時期に来ております。それ

にあわせてバリアフリー化も図っていくことが、現段階では、公民館施設の方向性も 今のところ出ていない中では、費用対効果の面から見ても現時点では妥当ではないか と、そんなふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) お答えをいたします。

役場庁舎のバリアフリー化の状況でございます。玄関にスロープを設置するとともに、スロープの前後にインターホンを設置し、庁舎内と会話ができるようになっており、介助が必要な方へ配慮をしております。また、玄関には車椅子を設置しております。事務室のフロアにあるトイレは多目的トイレとなっております。

しかしながら、3階の会議室、4階の議場への移動については階段となっており、 依頼に応じまして職員が移動の支援を行っています。

役場庁舎のバリアフリー化についての議論は進んでおりませんが、耐震化の工事も済んでおり、今後も長く使用していく予定でありますので、エレベーターの設置については前向きに検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 庁舎については前向きに考えるというふうにお答えいただきました。エレベーターホールがあるわけですし、耐震化も終わったということで、これから長く使いたいからこそエレベーターの設置は考えたいということで、今、エレベーター会社はたくさんありますけれども、大体ホームページなんかでも無料で見積もりをやってくれるというのがあります。そういうことを数社からとって、どこが一番しっかりしたものができるかという研究はぜひ早目にやってきていただきたいと思うんですが、それのめどとしてはいつごろまでにというのをお示しいただければと思います。それがまず庁舎についてです。

次、公民館のほうですが、先ほど、耐震もないから、これから建てかえも含めたところで検討したいということなんですが、これまた全くめどが示されていないんですね。いつごろまでにということを前もお聞きしたんですが、公共施設総合管理計画を来年度つくるからということで、そういうお答えでした。じゃあ、その計画の中でいつまでにつくるのかというところがはっきりしないといけないと思うんですが、まずそこら辺をお伺いしておきます。それぞれお願いいたします。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、まだ議論については進んでいない状況でございます。 ですので、これから議論をしていくという、こういう状況でありますので、よろしく お願いいたします。 議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 公民館のほうにつきましてもこれからの議論でございます。なるべく早目に方向性を出したいと思っております。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) なるべく早目にと聞いている人はすぐでもできるかななんて期待しちゃ うんですけど、それがいつになるかわからないのが公共の仕事です。

それで、いつになるかわからないからこそ、暫定的にこういうのはどうかということを提案したいと思うんですけれども、前は手すりならすぐにということでやっていただきました。それと同時に、椅子式のエスカレーターというのが駅などでもありますね。椅子式のエスカレーターというのが大体120万円くらいでできるんだそうなんですけど、階段からずっと階段のへりに沿ってレールが敷かれて、それでレールの厚さが10センチくらいで、椅子の長さというか幅が25センチで、折り畳みでカタンと倒して椅子に座ってぐーっと、階段の上下にボタンがついていて昇降するというものです。非常に簡単な設備のものですけれども、それで大体120万くらいからということになっております。これは、おりるときは椅子がこのままではなくてぐぐぐっと曲がりまして、55度とか、85度とか、おりる人の角度によって調節ができておりられるという、今は大変すぐれ物があります。これはまた無料で見積もりをしてくれるんですね。ホームページでいろんな必要事項を記入するとできることになっています。これをやると、高齢の方で階段を上がるのが大変な方なんかには、椅子に座っていただいて2階に上がれるという点で利便性が増すのではないかなというふうに思います。これが一つ。

それから、車椅子で来られた方に、どうしてもエレベーターがなくて2階には上がれません。それで、車椅子対応の昇降機というのもあって、やっぱりこれ、取りつけ型です。それが100ボルトの充電でモーターを動かすようになっているんですけれども、それも一定程度、幅90センチあれば、それが車椅子ごと乗り込んでぐぐっと上がっていってまたおろすというようなことも開発されているようです。

こういうことも私は、いつ公民館が建てかえになるかわからない事態の中では、暫 定的にでも高齢化が進む当町にとっては必要なことではないかと思うんですけれども、 これについて研究すべきと思いますが、いかがでしょうか。教育次長お願いします。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 今の車椅子の物については承知はしていなかったんですが、前段の 電動椅子、これはほかの施設で入れたところの話を聞いたこともあるんですが、入れ てもかなりスピードも遅くてなかなか、せっかく入れたけれども、利用者があんまり いないというような状況もお聞きしたことがございます。

今ほどの村田議員さんのご提案についてはご意見として伺っておいて、また今後の

参考にさせていただければと思います。 以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 今後の参考にということですけれども、建てかえがいつになるかわからない。だけれども、今、現に高齢者の方がいらっしゃって、町がいろんなイベントをおやりになっても、2階でやられるときには「2階だからね」といって諦める人がいるわけですよね。そういう方たちにも参加していただく道を開くことができるので、これはぜひ、いつになるかわからないからこそ、暫定的にきちんと設けることが必要なのではないかというふうに思うんですが、これについてもう一度お願いいたします。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 先ほどの答弁どおり、意見として伺わせていただいて参考にしたい と思います。

以上です。

議長(西藤 努君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) それでは、町長にお伺いいたします。バリアフリーのまちづくりという 点で、障がい者の社会参加や高齢者の方にもいろんな町政の開かれるいろんな講演会 やコンサートへ参加していただく機会を奪うことになってしまうので、暫定的にでも 椅子式のエレベーター、エスカレーターを設置すべきと思いますけれども、町長のお 考えはいかがでしょうか。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

村田議員との考え方の相違というのもあるのかもしれないですけれども、現在策定をしている公共施設長寿命化計画は、施設の劣化調査、また、躯体の健全性の評価を行い、施設関連経費と、また、修繕の履歴調査を実施いたしました。

今後は、利用の状況、また、重要度の評価を行い、施設の現状把握、また、分析を整理していっておるというふうに担当課のほうから聞いております。その結果をもとに維持・保全の方向性の検討、またライフサイクルコスト、また保全優先度の勘案した長寿命化計画を来年度中に策定をするというふうに担当課のほうからは聞いております。現状の建物を基準とするため、今後のバリアフリーの実施などは計画の中には入っておりませんが、今後の施設の統合、また方針をするとすれば当然、バリアフリー化は必要なものだというふうに考えております。

以上です。

4番(村田桂子君) 障がい者の差別を平成28年に障害者差別解消法という法律ができまして、 行政は不当な差別的な取り扱いはしてはいけないと、また合理的な配慮はしなければ いけないというふうに変わりました。民間は努力義務ですけれども、行政はしなけれ ばならないと強い口調での差別解消法が通ったわけです。 町の庁舎や公民館などは、町民誰もがアクセスできなければいけないという点では、この階段があって上れないというのは大きなバリアだと思います。そういう点では、 障害者差別解消法に抵触する事態になりますので、私は急いで暫定的なことでもよいので設置していただきたいということを強く申し上げておきます。

次に行きます。

次は、公共交通の改善についてです。

高齢社会を迎え交通弱者は増えます。ドアツードアのデマンド交通が高齢者の外出 を保障し地域を活性化しているということ、東御市や小諸市そして佐久穂町で私は見 てまいりました。当町でも、デマンド交通を全町に広げて低料金で交通保障をすべき ではないかということについての質問です。

まず、私質問用紙の中で2,000名と書きましたけれど、1,000世帯の誤りでした。このことをまずお詫びして訂正したいと思います。

前回に次いでの質問になりますけれども、この間、町担当者も公共交通の充実について取り組みを始められて、前回のアンケートに次いで1,000世帯を対象にしたアンケートを行ってます。今回は、そのアンケートから何が見えたのか、その分析について伺い、その上に立った改善策はどのようなものかをお伺いいたします。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

議員もおっしゃったとおり、公共交通、今スマイル交通またそのスマイル交通をどういうふうにしていかなければいけないかという形の中で、今地域公共交通活性化協議会の中でも議論をされております。また、その議論の中でも公共交通網形成計画を今どのようにしていくのかという議論も行われております。

福祉型デマンドタクシーという観点から少しちょっと話はあれなのかもしれないのですけど、今年度からよく社会的な問題として取り上げられている高齢者の交通事故の多発ということを受けて、今運転免許証の返納が進んでおります。そういう中でこういうふうに地方の場合、中山間地域、私たちも中山間地と言われておりますけれども、そういう中ではやはり運転、車の運転ができないとやはり生活にも非常に支障を来すという中で運転免許を返納された方も、この福祉型デマンドタクシーを利用できるようにさせていただきました。また、介護保険の要介護また要支援、認定者または事業対象者の方にも利用対象を拡大をしております。

さらに、来年の1月からは、療育手帳1級または2級の精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方にも利用対象者を拡大することが、この正規公共交通活性化協議会の中で も決まっております。必要な方が福祉型デマンドタクシーを利用できるよう、今後も 努めてまいりたいというふうに考えております。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

利用者の利便性を確保しつつ、効率的な運行形態に努め持続可能な地域の足となることを目的に今年度、地域公共交通網形成計画を策定しております。

この計画では、昨年度と今年度に実施した住民アンケートや実際の利用者へのアンケート、乗務員等交通事業者及び観光協会へのヒアリング、住民意見交換会での意見に、これまでの運行実績を踏まえて計画を策定しており、現在計画案を地域公共交通活性化協議会で検討しております。

計画案が定まれば、パブリックコメントや里と山の2地区に分けて住民意見交換会を開催し、町民皆様の意見も加えながら地域公共交通活性化協議会で計画を決定することになります。

本年8月に実施した住民アンケートは1,000世帯に配布し、回収は302世帯で回収率は30.2%ですが、1世帯5人まで回答できる形式にしておりますので736名の方から回答をいただいております。その住民アンケートの結果の一部をお答えいたします。

公共交通の満足度は満足、おおむね満足と不満、やや不満を感じるがおのおの50%です。公共交通に対する行政負担額については、わからないが36%と最も多く、妥当だと思うが35%、支出をもっと少なくすべきが16%となっております。

望ましい運行形態としては、フリー乗降という回答が34%で最も多く、次いで現在 の運行形態維持とデマンドのドアツードアがおのおの19%、タクシーチケット制度が 12%、定時路線運行が10%、デマンドの定時線運行が6%の結果となりました。

また、利用者アンケートとして10月に調査員がスマイル交通の全便に乗り、実際の利用者への聞き取り調査と佐久平駅及び岩村田方面と、大屋駅方面の中山道線や丸子線のバス利用者を対象に立科町役場前バス停で始発から最終まで聞き取り調査を実施しました。

調査対象はスマイル交通が23便、バス利用者12人で計35人です。その調査結果の一部ですが、回答者は町居住者が6割で、女性が7割、全体の満足度では満足が61%、やや満足が21%、合わせて82%で、どちらでもないが18%で、やや不満、不満という回答はありませんでした。

バス運賃については、適当だと思うが64%と最も多く、次いで高いと思うが21%、 安いと思うが15%でした。スマイル交通の利用者に限定すると、適当だと思う71%、 安いと思う21%、高いと思う8%となります。

公共交通の改善に向けて重視すべき考え方案については、現状に満足しているが40%と最も多く、次いで現状を基本に見直し改善が29%、行政負担を増やしサービスを向上が17%、新たな運行形態に移行するが14%となっておりました。

利用者からの現状に満足している、現状を基本に見直し改善等の意見が7割を占めますので、現状を基本に見直し改善の方向で計画案を検討しております。

以上です。

4番(村田桂子君) アンケートの分析を見させていただきましたけれど、調査ご苦労さまで した。これだけ丹念に見られて本当によかったと思います。

今の満足度、現状に満足が4割ということですけれども、現状を基本に見直しやら 新たな形態、サービス向上なんか含めると、そうはいっても6割の方が見直しをとい うふうに求めています。

それで、バス利用の方はいいんですけど、バスが利用できない人も相当いましてね、 老人が買い物に行かれないと、買ったものを10キロ、20キロ持って帰ること、帰れる かと、そういう話もありますし、自宅より遠いバス停を利用することが難しいという、 こういう答えにどう答えるのかということも、ぜひ考えていただきたいと思います。

それで、一つ利用率が上がらない原因の一つに聞いたとこによりますと、1回利用するとデマンドなんかは600円払わなくちゃいけないと、往復1,200円ですよね、しかも枚数が拡大されましたけれども、年間96枚、48往復です。月に直すと4往復ということになります。これも1,200円、1回行くと往復でかかるということで、やはり料金をもう少し減らしてほしいというのもアンケートの中に載っています。

ぜひ、これ試してみたらどうかと思うのですが、1乗車を300円にして東御市や小諸市はそうなんですが、佐久穂町は200円でやってます。利用率を上げるには、やっぱり料金を下げて利用しやすくするということが不可欠かと思いますが、これを一度おやりになってみたらどうかと、期間限定でもいいですからね。それで効果を確かめることができるんではないかと思います。

要支援、1月から要療育手帳も増やすということで結構なことですが、先ほど言いましたように障がい者の方の所得は大変少ないので、やはり利用料金が高いと、それがネックになって利用できないことになります。これの試行についてどうかということを1点伺います。

それから、交通網計画ですが、思い切って定時定路線は小学校、保育園などの通勤・通学用の朝夕だけに限定して、間を相乗りのデマンドタクシーにすると小諸方式、 東御方式ですが、佐久穂もそうですが、そうした思い切った切りかえも必要かと思う のですが、これについてのご検討をぜひお願いしたいと思いますが、ご見解伺いします。

企画課長(竹重和明君) 福祉型デマンドタクシーを始めた平成21年度に長野県のタクシー初乗り料金が710円、現在は700円で迎車料金は180円という状況です。タクシー初乗り料金よりも安く、立科地区の利用者もおりますので、シラカバ線の500円よりも高い600円に設定した経過があります。

タクシーは他の公共交通に比べ利便性が高く、料金を区分する必要があります。また、600円を超える部分は全て町費で負担することになりますので、料金は適正かと考えておりますが、料金の検討は地域公共交通活性化協議会で行うことになりますの

で、ご意見としてお聞きし協議会に伝えたいと思います。

それと、続きまして網形成計画の件につきましては、利用者アンケートで実際の利用者からの現状に満足している、現状を基本に見直し改善との意見が7割を占めておりますので、現状を基本に見直し、改善の方向で計画案を検討することとなると思います。

ご意見については、今検討中のため地域公共交通活性化協議会に伝えたいと考えて おります。

以上です。

4番(村田桂子君) 質問を終わります。

議長(西藤 努君) 時間いっぱいです、はい。(発言の声あり)答弁まで許可。(発言の声 あり)先ほどのね、片桐建設課長から発言を求められております。

建設課長(片桐栄一君) 先ほどの村田議員さんの未処分利益剰余金の金額でございますけれ ども、確認をいたしましたところ5,175万1,367円でございます。

議長(西藤 努君) これで、4番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分からです。

(午後2時32分 休憩)

(午後2時40分 再開)

議長(西藤 努君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、8番、森本信明君の発言を許します。

件名は 1. 太陽光発電施設の設置に伴う行政指導等について

2. まち・ひと・しごと創生「総合戦略評価」と「年度実施計画」についての評価についてです。

質問席から願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番(森本信明君) 8番、森本です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。 まず、第1点は、太陽光発電施設の設置に伴う行政指導についてということであり ます。

近年、立科町も太陽光発電の施設が多く設置をされている状況にあります。それに伴い、それぞれ立科町の行政指導部分がどうなっているか。そして、設置をされている近在の状況。言ってみれば、周辺住民の意向とか、それから景観、設置箇所の地形、環境等について、いろいろな課題があろうかと思います。その辺について、この太陽光発電施設の設置についてということで、今の現状がどうなっているのか、また、行政指導としてどうあるべきかということについて、まず町長の見解を求めたいと思い

ます。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年、議員がおっしゃるとおり、太陽光発電施設が多くこの当町にも見られる状況 になってきているというふうに思います。

これは、やはり世界的に、今、エネルギー需要が拡大をしている中で、よく言われているエネルギー市場、ちょっと前までガソリン、またその他も価格が高騰していたことは皆さんもご承知のことだというふうに思っています。

その化石燃料利用に伴って発生するCO₂、温室効果ガスが、環境破壊、また地球の温暖化ということにも大きく影響をしているのではないかなというふうに思っています。

それを受けて、安全で環境への負担も少ない再生可能エネルギーという形の中で、 水力発電や太陽光発電が導入をされ、また、それを進めているというふうに認識はしております。

当町においては、担当課において手続、また申請について審議をしながら進めているというふうに私の中では把握、また認識をさせていただいております。

詳しい内容については、議員のほうから担当課のほうにご質問いただければという ふうに思います。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) まず、町長にお伺いしたのは、太陽光発電施設の立科町における現状が どうなっているか。それは先ほど申し上げたように、住民の意向とか、地形とか、こ ういうことで課題はないかということでお尋ねをしたところであります。

当然、太陽光発電の施設の意味するものは町長の申されたとおりであり、今後も拡大していくだろうと思います。その辺で、立科町の場合は開発審議会委員があったりして、その条例に基づいているわけです。私も委員ということで何回か出席をさせていただきました。その都度、町長から諮問をいただいて、委員会として、それぞれの諮問に対する答申をしている状況であります。

特に町長として、この太陽光発電の建設に当たって、先ほど言われたような主旨の 意向とか、地形の問題とか、こういうもので承知をしているのかどうかと、このこと について重複しますけれどもお尋ねします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

概要についてお話をさせていただきましたけれども、今、議員のほうからも立科町

開発審議会の話も出ましたので、お答えをさせていただきます。

個人の小さい所有地に関しては、全てを把握しているわけではありません。それは、 やはり個人の財産の土地でありますので、そういうことに対して、この開発審議会に かからないものに関しては、全てを把握しているというふうには思っておりません。

ただ、住宅の屋根や何かに太陽光発電、それは、今、自然エネルギーという形の中で、町でも補助金を出しておりますので、その申請があったものに関しては、その担当課のほうから、その申請に対しての書類が上がってきますので承知はさせていただいています。

また、その太陽光発電施設の設置にかかわる周辺住民の意向だとか、設置箇所、地 形、環境等の影響などを地目に関係なく把握をしているのかというのは、そういうふ うな事例は今も議員もおっしゃったように1,000平米以上になれば開発審議会もある、 立科町開発基本条例がありますので、開発計画書の届け出が必要になり、なおかつそ の委員会の中でも私のほうからも諮問をさせていただきながら、委員会の中でご議論 をいただいている、そういうふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 少なくとも、今の立科町が示されている1,000平米以上、これらが開発 審議会にかかるということで、それの申請に当たっての状況は把握をしているという ことだろうと思うんです。以降、担当課のほうから現状とか、これらについて答弁を いただきたいところであります。

まず第1は、現在の太陽光施設の設置箇所数、それから設置周辺での苦情等の取り 扱いの有無、また、抱えている課題はということであります。

これは町長に私も改めて質問の中で問うたことと重複する部分がありますが、担当課として、今、申し上げた事項についてどのように掌握をされているのかお答えをお願いをしたいと思います。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

立科町開発基本条例による開発計画の届け出は、太陽光発電施設は、条例の第3条 第1項第2号の開発行為の中で「その他工作物」という扱いで、1,000平米以上の場合は開発計画書を町長に届け出なければならないという規定において、届け出があります。

立科町開発基本条例に基づき、平成25年度から30年度までの現在までに、太陽光発電施設で届け出のあったものは計11件、事業者数も11社で、面積が4万4,689平米です。開発前の地目別では、畑18筆、1万5,715平米、山林8筆、11万1,799平米、宅地22筆、3,911平米、雑種地9筆、5,790平米、その他で18筆、7,474平米です。開発時に地目は雑種地となります。開発基本条例関係で把握しているものは以上です。

苦情に関しましては、1,000平米未満として工事を始め、周辺住民から苦情のあったケースがあります。

抱えている課題は、現在、開発基本条例施行規則で、開発行為の面積が1,000平米 に満たないものは届け出を要しないとしており、先ほど町長も申したとおり把握もで きない状況であります。

1,000平米未満でも、太陽光発電施設では土地の造成等を行う場合もあり、届け出を要したほうがよいと思われるケースもあります。また、開発基本条例施行規則では基準も定めておりますが、太陽光発電施設の場合、排水処理が重要となり、土地の造成が伴う場合は、盛り土、切り土などの基準が必要となりますが、排水処理や造成について、現状では土木技術的な基準が少なく、太陽光発電については別に指導要綱等を策定するか検討をしております。

以上です。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 開発基本条例、1,000平米ということで決められていて、それは当然義務もあったりするわけです。

特に、苦情を抱えられている関係で、地形の問題、排水の問題とか、今までも開発 審議会の中で、そういう基準とか、それはどうなっているかということは議論という か、問題ではないかということがありました。当然、その太陽光発電が地域の皆さん にどうであるかということは、これは重要な問題だろうと思います。

そこで、先ほどの回答でいきますと、立科町の開発基本条例施行、それに基づいて 行政指導をしているということですよね。2番目に行きますけれども、今、先ほど言 ったように、1,000平米を超えるものについても、開発基本条例、太陽光に関しての ものじゃなくて、それに当てはまる事項として、今の条例と、それから施行規則に当 てはまるものとして指導をしているわけですよね。当然、その辺のところについては、 行政指導に当たって、太陽光そのものの設置に関する行政指導というかガイドライン、 こういうものをつくる必要があるんではないかと思います。

先ほど、課長の答弁の中にも、今後の改善事項ということで、それもする必要があるんじゃないかと。ちょっと他のところと比較するわけじゃないんですが、改めて確認するガイドライン、それはどちらかというと業者向けの指導要綱ということで、その中では、発電設備を設置する事業者の皆さんと、それから地域住民の皆さんとの間のトラブルが発生する事例が生じていると。

そこで、ガイドラインの必要性がここにあるわけなんですけども、事業者の皆さんと地域の住民の皆さんとの相互理解のもと、環境と調和した質の高い再生可能エネルギーの導入、促進が図られるため、事業者の皆さんが実施計画を立案する際に、あらかじめ検討しておくべき項目を提示をすると。

こういうふうになっているわけです。当然、それは立科町の太陽光に関する附則施

行、また太陽光だけのものがどうなっているかということは、改めて事業者も知る必要があるだろうし、その知ることによって、スムーズにトラブルなく進められると思うんです。

その中で、今、改善する余地があるというところでありますが、一つの事例として、 少なくとも太陽光発電設備に関する関係法令ということで、いろんな法律まで成立を されているわけだよね。

それから、他のすべき条項で安全対策とか、自然環境とか、こういうものが事細か にまとめられている事例があります。

その点、他の町村の事例とか、こういうものを照らし合わせながら、この太陽光発電の行政指導というか、ガイドラインの手引き的なものを作成する必要があるんじゃないかと。このことについて、改めて担当課としてどうあるべきかについてお答えをお願いします。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 先ほども申したとおりになりますが、今の立科町基本条例ですと 1,000平米以上が対象になって、先ほど議員さんおっしゃったとおり、周辺住民の意 向、景観、設置箇所、地形、環境等については、添付書類を提出していただき、それ により、うちのほうが把握をし、それで町長から諮問をして開発審議会を開催し、現 地確認などを行い、開発審議会の意見を踏まえて事業者と町が開発基本協定を締結するということになりますが、1,000平米未満のものについては、今まで要綱等、あと ガイドラインがございませんで、先ほど申したとおり、苦情として、周辺住民からの 苦情もあったケースもありますので、1,000平米未満のものについて、太陽光で、またどのくらいの規模にするかはこれから検討ということになっていくんですが、別に 指導要綱等を策定することを検討しております。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) まず、事業者が立科町の窓口に来て、太陽光発電について立科町はどうなっているかということで、窓口で相談があったかどうか、その件数というのはどのぐらいあるのか、ちょっとその点もお聞きをしたいと思います。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 電話等もありますので全ての件数は把握できないんですが、開発審議会にかけるもの以外には、私のわかっているところで今年度3件あります。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) そこで、そういう太陽光発電の事業者が立科町の状況を聞いたときに窓口で対応することで、そういうガイドラインとか、指導、手引き的なものはなくて不自由したことはありませんか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 先ほども申したとおり1,000平米以上となれば、開発基本条例に基

づいて届け出をお願いすることとなりますが、今現在、定めている条例、規則、要綱、ガイドラインがないために、1,000平米以下は把握をしていない状況でございます。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) さてそこで、いろんな状況を見ると、開発条例なり、条例に規定をされている1,000平米以上については、そういうガイドラインという分がなくとも、この施行基準でできるということで、ごく小さく小さく、それぞれ開発がされている傾向があると思うんです。その辺のところが、若干ちょっと問題が起きている。もう少し指導をきちっとするべき事項が多いんではないかと、それは開発審議会にはかからないから。

ということで、この開発基本条例に当てはめている、例えば、500平米以上とか、 こういうものの基準をちょっと低くしてやる考え方はあるのかどうか、その辺につい てはいかがですか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) 当然、指導要領ですとか、ガイドラインをつくってというのに関しては、面積を1,000平米以下にしたものも対象にしたいと考えております。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 少なくとも、当然、条例とかの規定をして、そのことが、町民、事業者 に周知の徹底ができて、それに基づいて、申請者、事業者はやるわけですよね。

その辺、立科町の欠けている部分というのは、やっぱりその太陽光に対するガイドラインとか、その条例事項の申請面積の切り下げ、こういうものをきちっとしてやる必要性があるんじゃないかと、こういうふうに思います。その点は、改善をするということの答弁であります。

それともう一点は、小さくなった場合、開発行為の場合は、どちらかというと 3,000平米とかあった場合は、隣接する場合は、少なくとも当初の行為と合算をして やれるわけですよね。

立科町の事例もちょっと見ると、例えば、今の1,000平米以下でつくって、その隣でまた新しく1,000平米以下でということの事例があろうかと思うんです。その場合、どちらかというと条例逃れというか、そういう形で開発が進められちゃっていて、一つの太陽光の団地が形成をされて、全く町がタッチせずにして大きな団地になってしまうというケースがちょっと間々見受けられるんです。

このことは、どちらかというと脱法行為というか、この条例に違反しているわけじゃないんだけれども、申請者が違い、そういった事で大きく団地化をされてしまう。こういうことについては、どう対応していくのか、そういう改善策があるのかどうか、その点はいかがですか。今、考えはお持ちですか。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

議員さんのおっしゃられるとおり、1,000平米以下で太陽光の開発をして、違う業者であり、違う社であるんですが、また隣につくって、それを合わせれば1,000平米以上になるというものもありますので、1,000平米以下の面積と定めて、それでそういうものを要綱なり、条例——1,000平米も条例ではなく施行規則で定まっているので、施行規則、あと要綱等を変えて、それにも対応できるようにはしたいと考えております。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 今まで、行政指導するまで、窓口にある職員も大変だったということは察するところがあろうかと思います。

しかるに、今の置かれている条例とか施行規則が現実に合っているかどうかとなる と、ちょっと不十分さがあるということで、その辺はよろしいですよね。

ついては、それらの改善しなきゃならないこと等について、いつごろまでにということが今の場では言えるのかどうか。とりわけ、こういうことについて現実対応していくということは、やっぱり期限を切って、決められた中で対応していかなければ、担当課としても事務手続とか、そういうものができないんじゃないかと思うんです。

その点で、町長、今言われたような改善しなきゃいけないもの、それから規則とか、 そういうものを改善しなきゃならないということで担当課のほうから意見が出された わけでありますけども、その辺のとこについて町長の考えをお聞かせください。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

今、担当課長のほうから、そういうふうな対象として考えるとか、また、変更の対応も考えるというふうな形ですけれども、これはしっかりと議論を深めなければいけないというふうに考えています。

これはやはり町としても開発基本条例がありますから、条例の改正とか、規則の変更ということを伴うわけですから、それをしっかりと見きわめた中で考えていかなければいけない。

また、小さい面積といっても、やはり農地の場合は農振法もありますし、また、山 林の場合はどうなのかというところも、しっかりと議論をしていかなければいけない というふうに思っています。

1,000平米以上というふうになると大規模な開発という中で、しっかりと今、決められておりますけれども、今、議員の提案のとおり、その小さな部分に対してどうするかということは、しっかりと議論をしながら開発審議会にも諮っていかなければいけないというふうに考えております。

そういう中で、今、担当課長のほうからもそういうお話がありましたけれども、しっかりとこれは担当課とも議論を深めていく中で検討するべきなことではないのかなというふうに思っています。

今、非常に世界的にも、また、太陽光発電の電気の買い取り価格というものが非常 に少なくなってきている。そういう中で、今その権利を持ったところが多く、よく新 聞のチラシにも、そういうあいた遊休荒廃地を、要するに話をしてくれないかとかい うような、そういう案内もあります。

そういうことになると、やっぱり乱開発ということが多くならないように、どういうふうに考えていくかということはしっかりと議論を深めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) ということで、今の現状から、今後、立科町として太陽光発電の関係に ついてきちっと整理をして業者の戸惑いが起こらないよう、なおかつ地域住民の皆さ んが苦情を起こされないような、そういう対策を早急に講じていただきたいと、こう いうふうに思うところであります。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略評価と年度実施計画についての評価についてとい うことであります。

これは、既にまち・ひと・しごと総合計画の中で、絶えずこの項目で評価をするということで、再三私も申し上げた経過があります。とりわけ、この総合評価ということで町が取り組まれるということで提起した経過がありますが、その中でも、27年度、それから28年度ということで、職員の皆さんには、どういう形で、どういう方式で評価をしたらいいかということで頭を悩ませた経過も承知をしておりますし、そのような内容については承知をしているところであります。

しかしながら、総合評価の関係で、いろんな取り決めをされていますが、施策や事業効果について、総合評価、また第5次振興計画、まち・ひと・しごと創生、立科町の総合戦略は、十分に町民に浸透しているかということだろうと思います。

とりわけ、今回の同僚議員の多くの質問の中で、政策的なものがきちっと進められているのか、その進捗状況はどうなのかという質問があるわけです。それにかかわるものとして、きちっと総合評価がされていることによって、この立科町の現状、また今後、課題としてしなければならない部分がわかる、示すのが総合評価だろうと思います。

その辺、現在の総合評価等々について町長がどのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

立科町は、平成27年に策定をした第5次振興計画で、10年間の基本構想と、前期5年間の基本計画、これに基づいた年度ごとの実施計画により、個々の施策を行っております。また、国のまち・ひと・しごと創生に基づく総合戦略、これは町の将来に向けてのビジョンをそれぞれ策定をしております。

中でも総合戦略では、数値目標であるKPIを掲げて、PDCAサイクルによる検証を行うこととされており、進捗管理については、年度終了後、各担当課で自己評価を行い、評価委員会に諮る。その中で、いろいろとご指摘をいただいていることは私も承知をさせていただいております。

こういう中で、国がまち・ひと・しごと創生法に基づく、こういう5年間の総合戦略という形の中で示されている、これは本当に先ほどからいろいろな議員の方たちからもお話をいただいている地方分権というか、国がやはり地方に自立を促すというか、地方がひとり立ちをするためにというような形の施策の一つだというふうに思っています。

少しまた運用には、まだまだ問題点がある、それは本当に議員の皆さんからもご指摘をいただいているとおりだというふうに思っております。それをいかに改善をしていくのかというのが、これから担当課、いろいろな部分で各部署がそれなりの戦略を立てておりますので、その実施計画、またそれに従った中で、どう検証を行っていくかということになるというふうに思っています。

また、町民への浸透につきましては、私もまだまだ十分とは言えないというふうに 思っています。目標に対する町への取り組み状況を、わかりやすくお伝えできるよう に努めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番 (森本信明君) 総合評価のあり方等々については、町長の言われたことだと思いますけれども、その中で、評価をする中で、町長が子育て、それから定住移住政策、高齢者対策等々で評価を得ていると、十分この4年間の中で達成ができているということが招集の挨拶の中でもありましたし、その辺で、この総合評価の中で、町長が言われた子育て、定住移住、それから高齢者対策、人口削減、こういうものが今回平成29年度の中の総合評価の中にきちっとあらわれているかどうか、この辺について伺いたいと思います。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをします。

総合評価の中で、どういうふうな評価があるかというのは、担当課のほうからお答えをさせていただければというふうに思っています。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) 町長とすれば、この総合評価は目を通しているわけですよね。通してい

ますよね。

その辺のところで、まずもって、この評価がどうであったかとか、これがあらわれているかどうかというのが、ちょっと目安になるわけだよね。口答で、そういうことで自分の評価等はするわけですが、現実的には、この総合評価の中で、いかにこうやってあらわれるかというのが一番わかりやすい数値であり、言葉であると思うんで、その辺のところはちょっと時間がないんで、町長の中でも、言葉の表現でちょっと理解しにくい部分もありますが、それはさておいて、実質的に平成29年度の総合評価はということで、これ、多くを語れば非常に時間がかかるんで、端的に、ここがよかった、ここが悪かったということでお答えをお願いできますか。それは非常に難しいですか。よろしくお願いします。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

ちょっと議員さんの意に沿えるかどうかわかんないんですが、平成29年度の評価は、総合戦略、PDCAサイクル、進捗率、管理シートにより、6月から約1カ月間をかけ、各所管課で実施した事業について、事業内容、目的と数値目標に対する実績値、あと平成29年度の事業評価、その評価を踏まえての平成30年における改善の取り組みを整理する形で作成しました。

評価は、AからEまでの5段階評価とし、A「目標以上に進歩しており、このまま継続して事業を推進する」、B「目標どおりに進捗しており、継続して事業を推進する」、C「ほぼ目標どおり、または目標をやや下回る程度に進歩しており、改善事項を的確に反映し事業を推進する」、D「目標を下回っており、要因の分析を要する」、E「目標を大きく下回っており、要因の分析と目標値の見直しを要する」を基準に評価を行い、具体的事業として73事業を上げ、Aが6事業、Bが35事業、Cが24事業、Dが5事業、E評価が3事業となっております。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) そこで、この総合戦略委員会に出された資料、私も、議員の中で2名が、 この評価委員に参画をしているところであります。

この中で、それぞれ施策ごとに各課の評価をされていて、評価委員会の中では、それぞれ担当課で評価されたものが提示をされて、評価委員会の中では、それをどう捉えるか、どうですかという提起がされたわけですけども、評価委員会の中では、今回の評価について、2番目の中に委員構成ということがありますけれども、ちょっと時間の関係で省かせていただきますけども。委員会の中では、委員がそれぞれ12名おって、議会代表とか、長野大学の熊谷教授とか、こういう皆さんが入っていて、この評価について委員として評価をするというのは非常に難しい。それはなぜかというと、それに携わっている経過がないし、評価長文を読まなきゃならないということで、どちらかというと、町側が評価したものを評価をすると、こういう形に最終的には、結

論的にはなったかと思うんです。

ついては、だから、その辺の評価のあり方等について、検討をする必要があるんではないかと、あわせて、これは3番の中に総合評価の結果に対する町民への公表ということになります。

委員会の中では、改めて町側が評価をし直してやると、こういうことになっていたかと思うんです。当然、今、私が質問するこの委員会の評価という中では、議会の中にも、その結果が報告をされずして、私も質問の中で聞き耳を立てているという状況です。

その辺について、町民への対応ということで公表をすると、こういうことになっていますけれども、いまだその状況が見受けられない状況にあります。その辺についてどう考えられているのか答弁をお願いします。担当課長。

議長(西藤 努君) 竹重企画課長。

企画課長(竹重和明君) お答えいたします。

評価委員会は、9月19日に開催いたしました。それで、評価委員会の意見で、先ほどのシートで個々の事業を評価を出して提出しておるんですが、個々の事業の評価については確認できるものの、総合戦略の場合、5つの基本目標がありまして、基本目標に対する全体的な評価が必要であり、それを示し、周知していく必要があるという意見をいただいております。

そこで、総合戦略の大きな柱となる5つの基本目標に対して、どのような状況にあるかということをもう一度、今、再検討しておりまして、委員会でいただいた意見も踏まえて、町民の皆様には総合戦略の目標と、その目標に対する町の取り組み状況をお伝えできるように、ただいま整理をしておりまして、ホームページ、広報紙でお知らせしていきたいと考えております。

議長(西藤 努君) 8番、森本信明君。

8番(森本信明君) まず、一つ聞きたかったのは、この総合評価の委員会に提示された、このそのものがあるわけですよね。委員会の席では、改めて町として評価を見直して、この現在出されたものについて最終的なものにするということなんです。

それで、もう一つお聞きしたかったのは、それらがきちっとまだ整理されていないということですよね。かなり時間もたっていることなんです。少なくとも、総合評価ということで、29年度の評価がきちっと示されなければいけない時期にあるということだけは、これは承知おきをいただきたいと思うんです。

少なくとも、この総合戦略というものの評価が、きちっとされているかどうか、するということでなっているわけでありますから、その辺のところはきちっと再度まとめていただきたい。早急に私どもに、議員に改めて示していただく、また、ホームページ等々で公表をするということになっておりますし、わかりやすい方法で取り組みをお願いをしたいところであります。

4番の中で総合評価の方法、評価のまとめ方の検討、改善の有無はということであります。

この点については、今、企画課長の中で、今後の評価のあり方、まとめ方について若干触れられた部分がありますけれども、その中で、ちょっと復唱させていただくとか、委員会の中で出されたものをまとめさせてもらいますと、熊谷教授の関係で、この総合評価委員会に出される評価については、町が抱えている人口減少とか、少子高齢化とか、こういう大きな課題についてきちっとまとめるべきで、評価をすべきではないかというような提案が出された部分があります。

それは、課題別とか大きな目標、施策ごと、それから個々の評価とかいろんなこと 言われてると思うのですよね。その辺について、先ほど言われた内容が改めて評価の 仕方について検討するということの企画課長の答弁でよろしいですか。

- **企画課長(竹重和明君)** 評価委員会で出された5つの目標に対して、それぞれ評価を今、制 定しているところでございます。
- **8番(森本信明君)** ちょっと私の質問の仕方とか、ちょっとうまく伝わっていなかった部分 があるかと思いますが、その辺については改めて、この1から3、それから4につい ては、現行そのものの評価を早急にして出すべきであろうということで、これは確約 をお願いをしたいと思います。

それから、5番目の年度実施計画に対する評価と検証をし公表すべきではということでございます。これは、当然、前も尋ねたことがあって実施計画そのものは総合戦略の一番末端にある年度の計画ということで、これらは次年度の予算編成の資料にするとか、こういうことで説明があったところであります。熊谷先生と話した時にも、総合評価は先ほど言ったように今、町が抱えている大きな人口ビジョンとか、それから少子高齢化の課題とか、こういうものを大筋評価をして、あと細かい内容については実施計画に沿って評価をすべきだというような意見交換もした経過があります。

今、町で取り組まれている交渉というか、私どもに示されているものについては、 それぞれの施策に応じた事業量、事業種別、金額、こういうことで配付をされており ます。しかしながら、この実施計画に基づく検証結果とか、それから検証、これがさ れていない、実施計画も非常に事細かに書かれている経過があります。そこに、検証 結果とか、それぞれの項目を各課でしたものをそこに計上されて示されたらどうかと いうのが私の意見であります。

サイクル的にも実施計画の中でも予算と一致をし、それが実行、それから評価、それから改善されて、これはローリングをしていくということになろうかと思うのですよ。3年間の実施計画でありますから、当然その単年度でできたこと、できなかったこと、それから課題となるべき事項、それから翌年に繰り越す部分とか、こういうものの基礎になって改めて総合評価につながっていくんではないか、こういうふうに考えるところであります。

その辺について、実施計画のこの評価とか検証について、今後、私どもが提案申し 上げたような内容でできるのかどうか、その辺について答弁お願いします。

企画課長(竹重和明君) 実施計画につきましても、単に3年間の事業計画のローリングだけでなく、当該事業の前年度実績に対する評価、課題の検証及び当年度の改善点についての取り組みを踏まえ、年度以降の事業計画を立てています。

評価内容の公表については、先ほども質問でお答えしたとおり、何とか評価の時に総合戦略あと実施計画の評価を一緒に行い、スリム化を図って総合的な評価で町民の皆さんにもお伝えするようにはしていきたいと考えておるんですが、今後の検討となると思います。

- 8番 (森本信明君) 今、これもくどくはなりますけども、再三、実施計画について検証をして、なおかつ検証する時期というのがあると思うのですよ。それはどういう時期かというと、やっぱり当初の予算編成をする、予算提案をする時期に交渉されるべき、それから検証については、9月の決算議会、その時期があってその時期を外れたりするとなると、ちょっといろんなそれぞれの町民の意見とか、それから議会としての議員の対応とか、こういうものがその時期にきちっと評価をされて交渉されていないと議論の余地がなくなってくるんではないか、その辺のところをきちっと時期的なものもやっぱりきちっと時期を決めて評価をし、なおかつ交渉をすると、こういう段取りでないとちょっとせっかく一生懸命かけてやったものが生きてこないんではないかというふうに私は考えるところであります。その辺のとこについて、時期的な問題についていかがでしょう。
- 企画課長(竹重和明君) 総合戦略評価は、出納閉鎖後の6月に取りかかりました。また、 シートの作成には改めて事業の目的、目標に対する課題、改善を検証する目的である ことの認識を踏まえて作戦に当たりました。

事業の評価については、決算報告の際にはまとまっているというべきことは承知しております。次年度からは決算議会には評価内容をお示しできるように事務スケジュールの改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

8番 (森本信明君) ということで、担当課として企画室が抱えている事業の多さとか、事務量とか、こういうものに一人一人に負担のかかるものが大きくあるんではないかと、なおかつこの事業評価については、各課の協力が必要だというように思います。それぞれこの総合評価の中で書かれている文書、各課が評価をして文章表現として数値目標とか、こういうものについてどうなっているのかということだと思うのですよ。その辺のところ各課長の皆さん、各課でこの実施計画に対する評価をどうするかということの企画室とすれば指導的な立場になろうかと思うのです。そういうことも改めて各課長にも実施計画の検証とか、こういうものについて改めてどうすべきかということを確認をいただいて、また各課として今までやってこられた検証に基づく文書作成

等、調査表をつくるについて意見があれば企画課のほうに申し出るというような協力 体制が必要だと思います。

その辺、この総合評価と実施計画に対する評価は、先ほど企画課室のほうで説明があったということ、来年度から期待する部分ができるわけですよね。それなりのレールを敷くということは、やっぱり理事者もそれなりに人員配置とかしなきゃならないと思うのです。その辺、町長いかがですか。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

先ほど担当課長からもお話をさしていただいた実施計画の評価とまたその実施計画については、今回も評価というか各課から説明を受けました。その中で29年度どういうふうな形の中で行われて、その評価がどうだったのか、それを踏まえた中で今、平成30年度も年度途中ですけれども、今、進捗状況聞きながら、また来年に向けての話も聞かしていただいております。

そういう中で今、議員が言われたみたいに、来年度の予算にこれから骨格予算ですけれども、予算にも反映をしていくという中では、だからといってそこで査定をしないわけではないですけれども、それよりは、しっかりと29年度どういうことが行われた中で、それを踏まえた中で30年度、今何が行われているかということを今回重点的に実施計画の中でのヒアリングをさせていただきました。その結果が、今回どういうふうな形になるのか、どういうふうにそのヒアリングが終わった後につくられるのか、これは議員の皆さんにもご提示をするような形になっているというふうに思っています。

そういう中でもしっかりとそういうことを踏まえた中で、この計画を進めて行かれたというふうに私は考えてます。

8番 (森本信明君) 少なくとも、それぞれの事業が、事業料が予算に伴った事業計画がきちっと進む、成果がどうこの町民の中に反映ができたら町政がねスムーズに行っているのか、また課題としてどうあるべきか、やっぱり進め方について、やっぱりこんなことがうまく行った、こんなことがまずかった、こんなことが住民要望等出されているということは、明らかにするということは町政運営をきちっと開示をできる、町民に知らせできる一つのこの手段だと思うのですよ。この評価、事業計画とか、この総合評価は、その辺ところは町長も十分承知をしての先ほど答弁だと思います。

合わせてちょっと時間が少なくなりましたけれども、よく立科町の総合戦略、長期 計画はどうなっているというような言葉を耳にすることがあります。それは全てでは ありません。ただ、そういう言葉を聞くということは、やっぱり総合戦略がきちっと 町民の中に行き届いているかどうか、このことがちょっと気にかかるところでありま す。

当然、立科町の人口ビジョン・総合戦略概要版ということで、これ平成27年11月の 策定部分ところで各戸へ配布をされている状況があります。しかしながら、そういう 言葉を聞くということは、まだ十分町民に徹底をされていないんではないかというのを危惧するわけです。その辺のところを、周知徹底ができているかということを今の時点でどう捉えられているのか、課長にお聞きをしたいと思います。

なお、時間の関係もありますので簡単にお願いします。

- **企画課長(竹重和明君)** 立科町総合戦略まだ十分には町民の皆さんに浸透していないと思います。(発言の声あり)今後とも、総合戦略の目標と、その目標に対する取り組みをお伝えできるようにホームページ、広報等で町民の皆さんにお知らせしていきたいと考えております。
- **8番(森本信明君)** 私の今回の太陽光の中の行政指導、ガイドラインの作成、それから総合 評価について、それぞれお尋ねをしたとこであります。

当然、事務事業を進めるに当たっては、それなりの基準なりガイドラインがなければ担当課としては指導ができない部分があると思うのです。それはどういうところからくるかというと、現実的に自分たちが事務対応をしている中で解決しなければならないこと、それから解決に当たっては、今の条例、規則、施行規則とか、そういうものが不十分さが当然あろうかと思うんですよ。その辺のところは、十分先を見据えた事務手順ができるような形をみずからがつくることが大事じゃないかというふうに私は思います。

それから、総合評価についてもきちっと時期を決めて、その時期にきちっとした報告ができる、その事務体制をつくることが必要だと、それにつけても、そういう人材育成とか、それから人員配置とか、こういうものが当然、理事者側として考えていくべきことだと思います。

これからも、残された期間の中で3月まで事業を進めなきゃならない、多くの課長の皆さんが努力、また職員の皆さんの努力によって平成30年度が無事終わることを祈念申し上げます。

議長(西藤 努君) これで、8番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時50分からです。

(午後3時41分 休憩)

(午後3時50分 再開)

議長(西藤 努君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、6番、村松浩喜君の発言を許します。

件名は 1. 平成30年第3回定例会の可決議案に付された意見に対する取り組みは

2. 文化財の保護、活用についての方針はです。

質問席から願います。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番(村松浩喜君) それでは、私は、今回、大きく2つの項目で質問をさせていただきます。 まず、1つ目、平成30年第3回定例会の可決議案に付された意見に対する取り組み はという内容でございます。

町長にお尋ねいたします。

今年9月の定例会に上程された、議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定については、昨年、12月に発覚した下水道事業の不適切な事務処理の責任をとるという理由で提案されました。

議場内採決において、賛成6、反対5で可決しています。また、議場内採決に先立って行われた総務経済常任委員会の審査においては、本案の原因となった事件に対して、期限を定めた上、早急に業務改善のための組織をつくり、具体的改善策を示すことという意見を付して可決しています。

このように、この議案は、賛成者が反対者より1人多いだけ。しかも、委員会の意見つきであり、まさに綱渡りの可決というものでした。私を含め、反対した議員個人の反対理由はさまざまでありましたが、先ほど申し上げた総務経済常任委員会の意見は、個人ではなく委員会として提出されたものですから、理事者側としては、より重く受けとめるべきです。

そこで、この意見について、どのように取り組まれたか、また、今後どのように取り組むのか、お答えください。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) ただいまの村松議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月に発覚した下水道事業における不適切な事務処理につきまして、多くの皆様にご心配をおかけし、また、多くの皆様からご指導、ご鞭撻を賜りました。

また、第三者委員会からは多くの指摘や提言をいただき、これらを真摯に受けとめ、 信頼回復に向け職員一人一人が再発防止のために考え、行動できる職場づくりを進め てまいりますので、よろしくお願いをいたします。

ご質問の取り組み状況でございますが、不適切な事務処理に至った原因については、第三者委員会から幾つもの要因が重なる根深い要因があったとのご指摘を受けており、多岐にわたる対策が必要であることから、まず短期的に改善する対策、そして中期的な対策、また長期的な対策と、3段階に分けて期限を定め実施することといたしました。既に対策を行っていることを含め、この12月1日付で再発防止策として明文化をいたしました。

また、この対策については、随時検証を行い、組織として誤りや不正を事前に防ぐ

体制を整えていくために、副町長、係長職の職員全員による推進プロジェクトチーム を結成していきたいと考えております。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 先ほどの答弁では、短期的、それから中期的、長期的と、時間の間隔に して3種類で取り組み中ということでございますが、これらの主な内容をお答えくだ さい。

議長(西藤 努君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) 短期的に改善が必要な対策といたしましては、公印の管理や文書取扱の対策、メールアドレス、メール文書の取り扱い、業務データの管理対策、業務管理、進捗状況管理でございます。これにつきましては、12月1日までに実施をしているものということでございます。

中期的な対策といたしましては、事務処理規則文書取扱規程等の職員研修、コンプライアンス研修、推進プロジェクトチームの創設、管理職員研修、人事評価の実施活用というようなことで、30年度内から対策を実施していくとしております。

そして、長期的な防止対策といたしまして、平成31年度以降対策をするものとしま しては、組織体制の改革、職員のスキルアップ研修ということで考えております。 以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、先ほどの総務課長の答弁からしますと、長期的な対策は、31年度以降、継続して、永続的にというふうな取り組みかと思われましたが、町長にお尋ねします。

本年度内から実施する中期的な取り組み、これは、およそ3年以内に解決するとか、 5年以内に解決する、そういった時間的な間隔については、どのよう捉えられている でしょうか。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

時間を切るということではなくて、この業務改善、また組織改革も含めた中で、先ほどもお話をしたとおり、副町長初め、係長職の職員全員による推進プロジェクトチームをつくりながら、しっかりと行っていきたいというふうに考えております。 以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 私が、期間のことについてお尋ねしたのは、先ほど町長の答弁の中にも ありましたが、期限を定めての対策をとるというふうなお言葉がありましたので、そ ういった期限の設定があるのかと思いまして、お尋ねいたしました。

それでは、短期のものはもう済んでいる。中期のもの、それから長期のものも特に 期限は定めないで、手のつけられるところから継続して行っていくという、そのよう な認識でよろしいのでしょうか。町長、もう一度答弁をお願いいたします。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

これは、言葉尻になるのかもしれないです。期限を定めてというのは、速やかに、 しっかりと議論をしていきながら進めていくという意味だというふうに、ご理解をい ただければというふうに思います。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、続いて、また町長にお尋ねしたいと思います。

先ごろ可決されたくだんの条例では、給料の減額期間は、10月から12月の3カ月ということを前提にした条例制定でございました。この時点で、今後の改革がきちんと進まなかった場合、この給料の減額期間の延長など、さらなる町長ご自身の処分は、お考えでしょうか。お答えください。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

私一人が責任をとる、これは町長でありますから、しっかりと責任をとらなければいけないというふうに思っています。しかし、私たちは、職員をしっかりと教育をしていく、育てていくという義務もあるというふうに思っています。この不適切な事務処理については、非常に町民の皆さん、またいろいろな皆さんにご心配をおかけした。これは公務員として、職員としてあってはならないことだというふうに思っています。これは、幹部職員もそうですし、また係長職もそうですし、非常に今後どういうふうな対応をしていくかということに対して、今しっかりと職員が理解をして進めていただいているというふうに思っています。そのために、それができなければ、町長はまた給与減額の条例を出すのか、そういうふうな短絡的なことではないというふうに思っています。しっかりとこれをやり遂げることができる。私は、職員がしっかりとこれをやり遂げることができるということをかたく信じております。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、ただいま力強い宣言をいただきました。

先ほど、ご説明のありました各種の取り組み、これは、さまざま本当に多岐に及んでおりまして、実施されるのは、それほど簡単ではないかなというふうに思われますが、町長というお立場で、しっかりと確実に任務を遂行していただくようお願いいたします。

それでは次に、2本目の項目に移ります。文化財の保護活用についての方針はということで質問をいたします。

文化財は、地域の歴史的シンボルであり、教育や観光でも活用できる資源です。町

長と教育長は、文化財の価値をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。それぞれ の立場でお答えください。

町長には、まちづくり全体を視野に入れた価値観を、そして教育長には、教育的な 見地からの価値観をお答えいただきたいと思います。

議長(西藤 努君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま す。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

文化財は、その土地の長い歴史の中で生まれ、今日まで守られ伝承されてきた貴重な財産であり、資源でもあると私は考えております。立科町には、県指定の文化財、 天然記念物である笠取峠の松並木を初め、歴史的に価値がある建造物や埋蔵文化財、 民族資料など多種多様な文化財があり、これらは立科町の歴史を今に伝える唯一無二 のここにしかないものであり、この文化財の保存を図りながら、まちづくりに生かしていくことが肝要ではないかと考えております。

議長(西藤 努君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) それでは、まずもって、私なりの文化財とは何かということから、お話をさせていただきます。

文化財は、我々のご先祖様の生活状況、あるいは宗教的な要素も含めた文化活動の 遺物であります。その中には、今も生きているものもあります。

人間という生き物は、ほかの動物と違って唯一、来し方行く末、その接点である現在、これを唯一認識する生き物というふうに思っています。私どもが来し方を学ぶということは、これから現在、それから行く末を判断する非常に貴重な財産になるということであります。今まで人間が何をしてきた、自分が何をどういう生き物かということがわかると、将来自分がしていいこと、あるいはしてはいけないことがわかるということであります。

また、文化財は、見方によっては、感性に訴える芸術的な要素も持っています。縄 文土器を見て、それをつくった作者の激しい情念を感じるのは、私だけではないと思 います。ということで、文化財には、今るる申し上げたような教育的な価値があると いうふうに思っています。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、引き続き、お二人にお尋ねします。

ただいまお答えいただいたそれぞれの価値観を踏まえた上で、立科町の文化財の保護、有効活用等の方針をどのようにお考えでしょうか。お答えください。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

基本的に文化財の維持管理は、その所有者、また管理者が行うこととされておりますが、町としましては、維持管理費の一部を助成もしながら、文化財の保護に努めているところであります。

また、従来より、パンフレットやホームページなどにより、町内にある文化財の情報発信にも努めているところですが、さらなる活用方法を研究する余地もあろうかと思っております。

議長(西藤 努君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) 先ほどと同様に、ちょっと一般論的な話になってしまいますけれども、 我々が豊かな見聞を持つと、それは豊かな価値観につながります。豊かな価値観を持っていると、それは豊かな生き方につながるということになります。

小っちゃいころから、こういうような豊かな経験をすると、自分の人生が豊かなになるということであります。それだけではなくて、現在、立科町で行われています立 科教育の根幹にもかかわる問題になります。つまり、それはどういうことかというと、 子供たちが我々のご先祖様の文化的財産に触れて、うちの町の歴史に興味を持つ。ふるさと立科に誇りを持つ。ひいては、町が大好きになると。こういうような心を醸成することになるというふうに考えております。

当然のことではありますけれども、教育委員会としましても、豊かな情操を持った 子供たちを育てる視点から、また、社会人教育の観点からも、文化財の維持管理、ま た有効な活用については、これからも真剣に取り組む課題だというふうに認識してお ります。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 先ほどの町長の答弁のところでは、まちづくりにどのように文化財を生かしていくかというふうなお答えが欲しかったわけですが、そういった面からのお考えはございますでしょうか。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

今、村松議員からも言われたみたいに、文化財、こういう歴史、今教育長も話がありましたけれども、どのようにまちづくりに生かしていくかというのは、所管が教育委員会、教育長もおりますので、しっかりとそういう中で進めていければというふうに思っています。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 私は、ぜひ文化財を一つの観光資源というふうな捉え方をして、住んでいる方はもちろんですけれども、新しく町に来る方の集いの場、また学習の場などに活用していただくということで、文化財を通じて立科町を知っていただくというふうな取り組みが、できればよろしいのかなというふうに考えておりますので、ご参考ま

でにしてください。

それでは続いて、ここからは、立科町に所在する文化財のうち、芦田宿本陣と大庭 遺跡の2つについて、質問いたします。

本陣については、町長または教育長がお答えください。

平成28年1月8日付で、芦田宿本陣の所有者から町長と教育長宛てに、「旧中山道 芦田宿本陣の今後の維持管理について」と題した文書が提出されました。

その要旨は次のとおりです。

中山道で現存する本陣の建物は、当町の芦田を含めて9宿である。貴重な文化財なので維持管理の必要性を感じるし、観光資源として成立するので有効活用も課題だと思う。平成21年度から23年度にかけて大規模な修理を行い、それ以前にも長屋門の修理を完了しているので、しばらくの間は修理の必要はないだろう。しかし、維持管理や見学者の対応を個人で続けるのは、経済的にも人手の確保の面でも難しい。ついては、建物の寄附などを含めて町側と相談したい。

本陣の所有者から提出された文書の要旨は、以上のようなものです。

参考までに、ここ3年間の本陣建物内部の見学者数を申し上げますと、28年度、610人、中山道ウオーキングが中止された29年度は、少なくなりまして380人でしたが、今年度は、12月5日現在で647人と盛り返しました。平均すると、毎日およそ1.5人が訪れている計算になります。

ここで注意していただきたいのは、この人数は、所有者が建物内部の見学者の対応をしたものに限られ、建物の外から見るだけの方や、所有者がるすのときに訪れた方などは含まれておりません。

建物内部見学者の人数からもわかるように、芦田宿本陣は、安定して人々をひきつける魅力がある場所であると言えます。また、客殿は、長野県宝に指定されていますので、歴史的価値が高い建築物でもあるわけです。

ここまで申し上げたことを踏まえて、お尋ねします。町としては、所有者から提出 されたくだんの文書を真摯に受けとめるべきだと思いますが、3年近く経過した現在 まで、どのように対処してきたのでしょうか。お答えください。

議長(西藤 努君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) 今の質問の前に、村松議員の質問にちょっと補足をさせていただきますけれども、教育委員会も、町の中のさまざまな文化的視察、遺跡を音声ガイドをしてくれるものを用意しまして、観光客がいつ来てもらっても、それさえあれば、町の文化的な遺産の解説をしてくれるようなものをつくってありますので、ぜひこれも利用していただければというふうに思っています。

それでは、今の質問にお答えをさせていただきますけれども、議員おっしゃるとおり、平成28年に本陣の所有者より、今後の本陣の維持管理の方策について相談をいただいております。

今、議員のおっしゃったとおりでございますけれども、維持管理費や見学者に対する対応が、今後、個人では限界があるということであります。

本陣は、県宝に指定されておりまして、その修繕の経費等につきましては、県が全体の3分の1から3分の2、これは所有者の収入によって変わります。残り半分を所有者と町が折半するということであります。これも議員おっしゃったとおり、平成21年から23年の間の大規模修繕では、約3,700万円ほどかかりましたけれども、かなりの額を所有者の方に負担していただいているわけでございます。

本陣は、1801年に建てかえられて、現在もその建築様式がよく保存されております。 また、これも議員おっしゃったとおり、中山道で現存する本陣は、極めて少ない状況 でありまして、文化財の価値も非常に高いというふうに考えております。

所有者からの相談を受けまして、立科町文化財保護委員会においても協議をいただきました。委員会からは、本陣を末永く後世に継承するためにも、町が寄附を受けることを前提に、前向きに協議を進めてほしい旨の提言をいただいております。

ただし、現在、申し出されている寄附の形態は、家屋のみというふうになっております。将来にわたって町がこの建物を管理するということになると、土地についても担保する必要があるかなというふうに思っているわけです。

また、では、いつどうやって、それを充てるのかとか、説明員をどうするのかとか、そういう管理上の問題等が乗り超えるとき、非常に高い課題があるなというふうに認識をしております。他の市町村にもこのような例はありますので、その他の市町村の例も参考にしながら、相互に納得のいくいい方法はないかなというふうに現在考えているところであります。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、先ほど、ご案内した所有者からの文書提出の後、文化財保護 委員さんからも、町が寄附を受ける方向で検討したほうがよろしいだろうというふう な答申がなされたようなんですけれども、教育委員会としては、所有者の方とお話し 合いをするという機会は設けられたのでしょうか。

議長(西藤 努君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) 私は、個人的に何回かそのようなお話を、所有者の方としております。 議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、引き続いて、町長または教育長にお答えいただきたいのですが、芦田宿本陣の維持管理や有効活用について、先ほど教育長の答弁の中にも、難しいと思われる点はお答えいただきましたが、そのほかに、こんな活用の方法があるのではないかというふうな方針などがあれば、お答えください。

議長(西藤 努君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) 先ほど、村松議員がおっしゃってくれた9宿しかないうちの1つが、

個人の所有物だったんだけれども、それを開放して、それをボランティアの方々が常 時詰めて、その維持管理や観光客に説明をしているという例がありました。

このようなことを例にして、なるべく所有者に負担をかけず、かつ何というんですかね、うまく有効活用できるような方策があるんじゃないかなというふうには考えています。そのようなことを中心に、これからはいろいろ知恵を出して、相互に納得いくような形で話を進めたいというふうに思っています。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、町長にお尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。芦田宿本陣の有効活用、あと維持管理などについて、所有者への経常的な経費の支援、毎年支払われているものとは、ほかに、来年度予算の中に計上するものというのは、現時点でお考えになっていらっしゃるでしょうか。

議長(西藤 努君) 米村町長。

町長(米村匡人君) お答えをさせていただきます。

どの部分でお答えをしたらいいのかわかりませんけれども、この文化財に関しては、 先ほども議員にもお話ししたとおり、教育委員会の所管ということです。私がその予 算をどうのこうのということではなくて、しっかりと計画を練って、教育委員会のほ うから上がってくるものだというふうに思っています。

これは、まだ来年度の予算については、まだ各課のほうから、どういうものが上がってくるか、まだ私のほうの査定も終わっておりませんので、私のほうからお話しすることはできません。それは、ご理解の上、お話を聞いていただければいいというふうに思います。

この平成21年から23年に大改修が本陣で行われたということは、私も存じております。また平成28年に、その所有者から町に対して、また要望が出されていることも、 先ほど教育長もお話しされたとおり、私も、また教育長も存じております。

その結果、今、教育委員会のほうに、その行い方、どういうふうに今後対応していくのかということは、所管が教育委員会なので、私は任しているわけですけれども、 非常に文化的、また歴史的にも極めて重要なものだという形の中で、立科町の宝であるというような認識は私の中でもさせていただいております。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、教育長にお尋ねします。

教育委員会として、芦田宿本陣、新しく何かを検討して、来年度の予算に新しく盛り込んでいくというふうな検討は、現時点でなされているのかどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

議長(西藤 努君) 宮坂教育長。

教育長(宮坂 晃君) 先ほども申し上げましたように、所有者と、もうちょっと話を詰めて、

お互い納得のいく保存、それから活用の仕方の目先が見えてきたところで、予算要求 をしたいというふうに思っています。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、本陣の有効活用については、先ほど、ご紹介した文書の提出 から3年近く経過しているということもございますので、なるべく早く所有者の方と 具体策について、お話し合いをしていただくほうがよろしいのかなということを申し 添えまして、その質問は終わらせていただきます。

次は、大庭遺跡、古町遺跡にございます大庭遺跡についての質問です。ここからは、 教育長または教育次長がお答えください。

縄文時代から、奈良・平安時代の複合遺跡である大庭遺跡は、当町が保護・保存に 努めている唯一の遺跡でございます。ここには、竪穴式住居と高床式倉庫が復元され ており、歴史学習の教材や観光客の立ち寄り先としての存在価値は大きいと考えます。 この遺跡の土地所有者との借地契約は、10年ごとに更新することになっており、来 年は、その更新する年に当たります。借地料が適正な金額であれば、契約を更新して、 引き続き遺跡として存続させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 議員の言われるとおり、大庭遺跡につきましては、県営圃場整備事業に伴い、平成元年に調査が行われ、そこで発掘されました縄文・古墳・奈良・平安時代にわたる複合遺跡であります。

ここで、検出されました遺構をもとに、平成2年に竪穴式住居と高床式倉庫を再現 し、発掘調査の行われた土地の一部を借りて設置しているものでございます。

土地の賃貸借契約につきましては、10年ごとの契約となっておりまして、今の契約期限は、来年8月までとなっております。

賃貸料につきましては、水稲を営んだ場合の米価の補償分ということになっておりまして、妥当ではないかと考えており、教育委員会としましては、引き続き、契約の更新をお願いしていく予定でございます。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、基本的には、契約を更新する予定だというお答えをいただき ましたので、それならば、現在、竪穴式住居の屋根は崩れており、昨年秋から立入禁 止となっています。この住居内に入れるようにするか否かはともかく、せめて外観だ けでも修復するべきだと思いますが、どのような方針でしょうか。お答えください。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) ご指摘のとおり、竪穴式住居につきましては、支柱の劣化等から傾きが生じ、安全性が保てなくなり、現在は、中への立ち入りを禁止としているところでございます。特殊な構築物であることから、建てかえ、または改修をするとしまし

ても、高額な工事費となりますので、これから修繕をするかどうか、また検討をして いきたいと思っております。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) それでは、ただいまの答弁ですと、来年度、当初予算に修復の費用を盛るかどうかということは、全くの白紙であるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 今の時点で、すぐに来年度、当初予算に盛っていくことは考えておりません。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 大庭遺跡ですね、存続させる以上は、きちんと見られるように修復する べきだと思いますので、引き続き、ご検討のほうを進めていただきまして、よりよい 方向に進んでいくことを期待いたします。

続いて、教育次長にお答えいただきたいのですが、文化財の保護について確認したいことがございます。現在、町指定保護文化財のうち、個人が所有しているものというのは幾つあるのか、指定文化財の総数もあわせてお答えいただきたいと思います。

議長(西藤 努君) 市川教育次長。

教育次長(市川正彦君) 現在、町指定の文化財につきましては、全部で12、このうち、個人 9、部落等が管理しているものが4つでございます。

ちなみに、県指定の文化財は3つで、個人等が管理しているものが、そのうち2つになります。

以上です。

議長(西藤 努君) 6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 私が、ただいま個人が所有するものは幾つあるかということをお尋ねした理由は、当町の文化財保護条例を見直してみますと、第7条に「町指定保護文化財の所有者は、教育委員会の規則及び指示に従い、町指定保護文化財を管理しなければならない」と、途中省略している部分もございますが、こんな要旨の条文がございます。

所有者が文化財を管理しなければならないというふうに定められているわけでございまして、それに伴いまして、管理または修理について、多額の経費が発生する場合には、予算の範囲内で町のほうから補助金を交付するというふうな条文もあるわけなんですが、これは、いささか所有者にとってみますと、荷が重いというふうに捉えられる方もいらっしゃるかもしれません。

よく個人の所有者の方、また団体等の所有のものもございましたら、そういった一般の方の所有する文化財については、ぜひその所有者の方が、あまり負担に感じない

で維持管理していけるように心がけていただくことが必要かなと思いまして、確認の 質問をさせていただきました。

さて、今回、私が取り上げた芦田宿本陣と大庭遺跡のほかにも、町内にはさまざまな文化財がございます、文化財保護条例では、その種類を4つ定義してあります。有形文化財(形があるもの)、無形文化財(形がないもの)、それから民族資料、4つ目は史跡・名勝・天然記念物というふうな形で、さまざまな種類の文化財が定義をされているというところでございます。

ただいま現存する文化財を保護活用するとともに、新たに保護するべきものがありましたら、その形が失われないうちに、文化財指定保護について検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長(西藤 努君) これで、6番、村松浩喜君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は4時45分です。

(午後4時35分 休憩)

(午後4時45分 再開)

議長(西藤 努君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

本日の会議時間は、議案審議のため、あらかじめ延長します。

◎日程第2 議案第61号

議長(西藤 努君) 日程第2 議案第61号 工事請負変更契約の締結についてを議題にしま す。

本案につきましては、総務経済常任委員会に付託して審査されていますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

森本信明総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番(森本信明君) 8番、森本です。

それでは、立科町議会総務経済常任委員会審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げたいと思います。

本委員会は、12月10日に付託された標記案件を審査するため、同日委員会を開催し、 慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

(1) 議案第61号 工事請負変更契約の締結について。

本案は、平成30年度権現の湯大規模改修等工事に係るものであり、耐震補強の追加 工事等の増額変更で、来館者の安全を確保するために必要な工事であるとの説明を受 け、原案を全会一致で可決しました。 なお、工事にあたっては、品質の確保、安全面の配慮、工期等及び契約・施工内容 については関係者と十分な打ち合わせを行うこと。また、町内外の利用者及び事業関 係者への十分な周知を行うことの意見を付しました。

3、審査経過。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則 第77条の規定により報告します。

なお、文章にしませんでしたけれども、口頭で申し上げたい事項があります。

権現の湯大規模改修工事の完成後は、職員の皆さんには、リニューアルオープンの 準備、通年営業に当たり営業方針、接客サービス等、新たな気持ちで臨んでいただき、 町民利用者等から末永く愛される施設として運営されることを望むものであります。 以上であります。

議長(西藤 努君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論を行います。反対討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

なしと認めます。

次に、賛成討論を行います。賛成討論はありませんか。

[(なし)の声あり]

なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 工事請負変更契約の締結について は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

(午後4時49分 散会)